

# 越知町地域防災計画

## 資料編

令和5年3月

越知町防災会議



# 目 次

資料 1	越知町防災会議条例.....	1
資料 2	避難所等一覧.....	3
資料 3	要配慮者施設一覧.....	8
資料 4	越知町緊急離発着場（ヘリポート）一覧.....	10
資料 5	越知町緊急離発着場（ヘリポート）等位置図.....	11
資料 6	高知県内市町村災害時相互応援協定.....	12
資料 7	応援協定一覧.....	15
資料 8	越知町災害対策本部条例.....	18
資料 9	災害被害情報報告.....	19
資料 10	災害時交通規制箇所.....	22
資料 11	避難路として確保・整備すべき路線一覧.....	23
資料 12	緊急通行車両確認証明書.....	28
資料 13	民間し尿処理委託指名業者.....	29
資料 14	し尿処理施設.....	29
資料 15	収集処理委託指名業者.....	30
資料 16	ごみ処理施設.....	30
資料 17	水防実施報告.....	31
資料 18	水防倉庫と備蓄資材.....	34
資料 19	仁淀川水系水質汚濁防止連絡協議会規約.....	36
資料 20	土砂災害（特別）警戒区域.....	42
資料 21	ため池危険箇所.....	51
資料 22	県が定める重要水防箇所.....	52
資料 23	防災関係機関連絡先.....	57
資料 24	高知県内火葬場一覧.....	60
資料 25	産業廃棄物収集運搬業者.....	61
資料 26	産業廃棄物処分業者.....	62
資料 27	越知町地域防災計画と他計画等との関係.....	63
資料 28	土砂災害警戒避難体制の整備.....	64
資料 29	自主防災組織一覧.....	67
資料 30	緊急輸送道路一覧.....	71



# 資料 1 越知町防災会議条例

昭和 38 年 3 月 27 日条例  
第 24 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき越知町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 越知町地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 町長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名するもの
  - (2) 高知県の知事が、その部内の職員のうちから指名するもの
  - (3) 町の区域の全部又は一部を管掌する警察署の署長又はその指名する職員
  - (4) 町長が、その部内の職員のうちから指名するもの
  - (5) 町の教育委員会の教育長
  - (6) 町の消防団長
  - (7) 町長が指定する関係公共機関及び地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、16 人とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、高知県の職員、町の職員関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第 5 条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 16 日条例第 25 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 24 日条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料2 避難所等一覧

### 1 指定避難所一覧

指定避難所の名称	所在地	所有者 (管理者)	電話番号	収容 能力	炊出し 能力	対象地区	風水害	地震
越知小学校	越知町越知甲 1963-1	町	0889-26-1101	229	○	小舟・1区・3区・4区・6区・7 区・9区	○	○
越知中学校	越知町越知甲 1915	町	0889-26-1102	338	○	今成・小浜・堂岡・後山・梅ノ森・ 横畠本村・宮地上・宮地下・柴尾	○	○
越知町民会館	越知町越知甲 2562	町	0889-26-3400	168	○	2区・5区・8区10区・11区・ 12区・13区・山室・五味	○	○
野老山公民館	越知町野老山 2033	町	0889-26-3400	78	○	14区・15区1・15区2・16 区1・16区2・17区1・17区 2・18区1・18区2・筏津		○
桐見川公民館	越知町桐見川 866	町	0889-26-3400	56	○	桐見川1・桐見川2・桐見川3・大 平・中大平・南ノ川1・南ノ川2・ 小日浦・堂林		○
横畠西部集落活動セ ンター	越知町横畠中 1847	町	0889-26-1106	71	○	袖野・柚ノ木・栗ノ木・薬師堂・清 水・深瀬・稲村		○
明治西部公民館	越知町鎌井田本村 8720-1	町	0889-26-3400	75	○	鎌井田本村・京仲・日ノ浦・清助・ 桑藪・浅尾	○	○
明治東部公民館	越知町片岡 1217	町	0889-26-3400	86		片岡・谷ノ内・黒瀬・宮ヶ奈路・南 片岡		○
老人ホーム五葉荘 (福祉避難所)	越知町越知甲 946	高吾北広域町村 事務組合	0889-26-3100	30			○	○
<u>コスモス荘</u> (福祉避難所)	越知町越知甲 918-1	町	<u>0889-26-3211</u>	20			○	○
老人保健施設 ライ ブリーハウス輝 (福祉避難所)	越知町越知甲 1667-3	医療法人 社団 若鮎	0889-26-1045	20			○	○

## 2 指定緊急避難場所一覧

指定緊急避難場所の名称	所在地	所有者 (管理者)	電話番号	対象とする災害					指定避難所 と重複
				洪水	土砂 災害	地震	火災	その他 災害	
公営住宅小舟団地集会所	越知町越知甲 88	町	0889-26-1111		○	○	○		
越知幼稚園	越知町越知甲 1055	町	0889-26-1107	○	○	○	○		
東町集会所	越知町越知甲 1979	町	0889-26-1111		○	○			
越知小学校	越知町越知甲 1963-1	町	0889-26-1101		○	○	○		○
基幹集落センター	越知町越知甲 2387	町	0889-26-1111		○				
黒住教会	越知町越知甲 2486	黒住教会			○				
文徳集会所	越知町越知丙 144-13	町	0889-26-1111			○			
遊行寺集会所	越知町越知乙 399-1	町	0889-26-1111	○	○	○			
楠神集会所	越知町越知丁 666-1	地区				○			
上ノ峠集会所	越知町越知丁 3302	地区							
野老山公民館	越知町野老山 2033	町	0889-26-3400			○			
野老山集会所(本村)	越知町野老山 1898	町	0889-26-1111			○			
中村集会所	越知町野老山 3560	町	0889-26-1111			○			
八ヶ窪集会所	越知町野老山 4172-1	町	0889-26-1111			○			
熊秋集会所	越知町野老山 1299-2	地区				○			
山室農林協同館	越知町山室 183	地区							
佐之国集会所	越知町佐之国 2539	地区							

指定緊急避難場所の名称	所在地	所有者 (管理者)	電話番号	対象とする災害					指定避難所 と重複
				洪水	土砂災害	地震	火災	その他災害	
南ノ川集会所	越知町南ノ川 2978-3	町	0889-26-1111			○			
南ノ川2区集会所	越知町南ノ川 3278	地区							
小日浦集会所	越知町南ノ川 1334	地区							
堂林集会所	越知町長者甲 1593	地区							
桐見川1区集会所	越知町桐見川 2890-1	地区							
桐見川2区集会所	越知町桐見川 4530	地区							
桐見川公民館	高知県高岡郡越知町桐見川 866	町	0889-26-3400			○			
枳ノ木集会所	越知町桐見川 280	地区							
桐見川合同集会所	越知町桐見川 5180-1	町	0889-26-1111			○			
大平集会所	越知町大平 1077	地区							
中大平公民館	越知町中大平 1452	町	0889-26-3400			○			
五味集会所	越知町五味 382	地区							
今成集会所	越知町今成 25-1	地区			○	○			
堂ノ岡集会所	越知町横畠東 1-2	地区				○			
後山集会所	越知町横畠南 3620	町	0889-26-1111		○	○			
梅ノ森集会所	越知町横畠東 823	地区				○			
横畠本村集会所	越知町横畠東 271-1	町	0889-26-1111			○			
袖野集会所	越知町横畠中 513	地区				○			

指定緊急避難場所の名称	所在地	所有者 (管理者)	電話番号	対象とする災害					指定避難所 と重複
				洪水	土砂 災害	地震	火災	その他 災害	
柚ノ木集会所	越知町横島南 2014	地区				○			
栗ノ木集会所	越知町横島中 2874	地区				○			
横島西部公民館	越知町横島中 1847	町	0889-26-3400			○			
横島西部老人里の家	越知町横島中 1765	地区							
清水集会所	越知町横島中 4190-1	町	0889-26-1111			○			
筏津集会所	越知町横島北 181	町	0889-26-1111			○			
深瀬集会所	越知町横島北 764	地区				○			
稲村集会所	越知町横島北 3074	地区							
明治西部公民館	越知町鎌井田本村 8720-1	町	0889-26-3400	○	○	○			
鎌井田老人里の家	越知町鎌井田本村 682	地区				○			
京仲集会所	越知町鎌井田本村 5530	地区							
日ノ浦集会所	越知町鎌井田日ノ浦 502	地区				○			
清助集会所	越知町鎌井田清助 153-1	地区							
桑薺集会所	越知町鎌井田桑薺 1242-2	地区							
明治東部公民館	越知町片岡 1217	町	0889-26-3400	○		○			
片岡集会所	越知町片岡 1055	町	0889-26-1111	○	○	○			
谷ノ内高齢者活動促進施設	越知町片岡 4375	地区				○			
黒瀬集会所	越知町黒瀬 261	町	0889-26-1111	○		○			

指定緊急避難場所の名称	所在地	所有者 (管理者)	電話番号	対象とする災害					指定避難所 と重複
				洪水	土砂 災害	地震	火災	その他 災害	
宮ヶ奈路集会所	越知町黒瀬 1565	地区				○			
南片岡農林協同館	越知町南片岡 1578-ロ	地区							
浅尾集会所	越知町浅尾 748	地区				○			
宮地集会所	越知町宮地 568-1	町	0889-26-1111	○		○			
柴尾集会所	越知町柴尾 1009-3	町	0889-26-1111	○	○	○			

## 資料3 要配慮者施設一覧

### 1 老人福祉施設（老人福祉法第五条の三に規定する施設）

種別	施設名	所在地	電話番号	浸水想定区域	土砂災害警戒区域
老人ホーム	養護老人ホーム五葉荘	越知町越知甲 946	0889-26-3100	○	—
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム五葉荘	越知町越知甲 946	0889-26-3100	○	—
	ショートステイおちあゆ	越知町越知甲 902-1	0889-26-0741	○	—
短期入所療養介護	ライプリーハウス輝	越知町越知甲 1667-3	0889-26-1003	○	—
介護療養型医療施設	山崎外科整形外科病院	越知町越知甲 2107-1	0889-26-1136	○	—
	山崎病院	越知町越知甲 2041-3	0889-26-1123	○	—
介護老人保健施設	ライプリーハウス輝	越知町越知甲 1667-3	0889-26-1003	○	—
通所介護	山崎病院デイサービスセンター	越知町越知甲 2041-3	0889-26-1123	○	—
	デイサービスなごみ	越知町越知甲 1580-1	0889-26-2550	○	—
	デイサービスおちあゆ	越知町越知甲 902-1	0889-26-0741	○	—
	デイサービスセンターすこやか	越知町越知甲 2273-6	0889-26-3567	○	—
その他	コスモス荘	越知町越知甲 918-1	0889-26-0150	○	—

### 2 認知症対応型ろうじん共同生活援助事業の用に供する施設（老人福祉法第五条の二、6に規定する施設）

事業所名	所在地	電話番号	浸水想定区域	土砂災害警戒区域
グループホーム 里山うらら	越知町越知甲 283-1	0889-26-1090	○	—
グループホーム やまぼうし	越知町越知甲 1696-10	0889-26-2656	○	—

### 3 身体障がい者社会参加支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第11項に規定する施設）

事業所名	所在地	電話番号	浸水想定区域	土砂災害警戒区域
就労継続支援B型事業所 どんぐり	越知町越知甲 1979-4	0889-20-1116	○	—

4 児童福祉施設（児童福祉法第七条に規定する施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定保育園））

施設区分	事業所名	所在地	電話番号	浸水想定区域	土砂災害警戒区域
公立保育所	越知保育園	越知町越知甲 1926	0889- 26-2141	○	—

5 放課後児童健全育成事業の用に供する施設（児童福祉法第六条の三、2に規定する施設（放課後児童クラブ））

併設小学校	名称	所在地	電話番号	浸水想定区域	土砂災害警戒区域
越知小学校	コスモスクラブ	越知町越知甲 1963-1	0889- 26-1391	○	—

6 一時預かり事業の用に供する施設（児童福祉法第六条の三、7に規定する施設）

事業所名	所在地	電話番号	浸水想定区域	土砂災害警戒区域
越知保育園	越知町越知甲 1926	0889- 26-2141	○	—
越知幼稚園	越知町越知甲 1055	0889- 26-1107	—	—

7 母子健康包括支援センター（母子保健法第二十二条に規定する施設）

施設名	所在地	電話番号	浸水想定区域	土砂災害警戒区域
越知町子育て世代包括支援センター	越知町越知甲 2457	0889- 26-3211	○	—

8 幼稚園、小学校、中学校（学校教育法第一条に基づくもので、国公立等設置主体を問わず、すべてを対象とする）

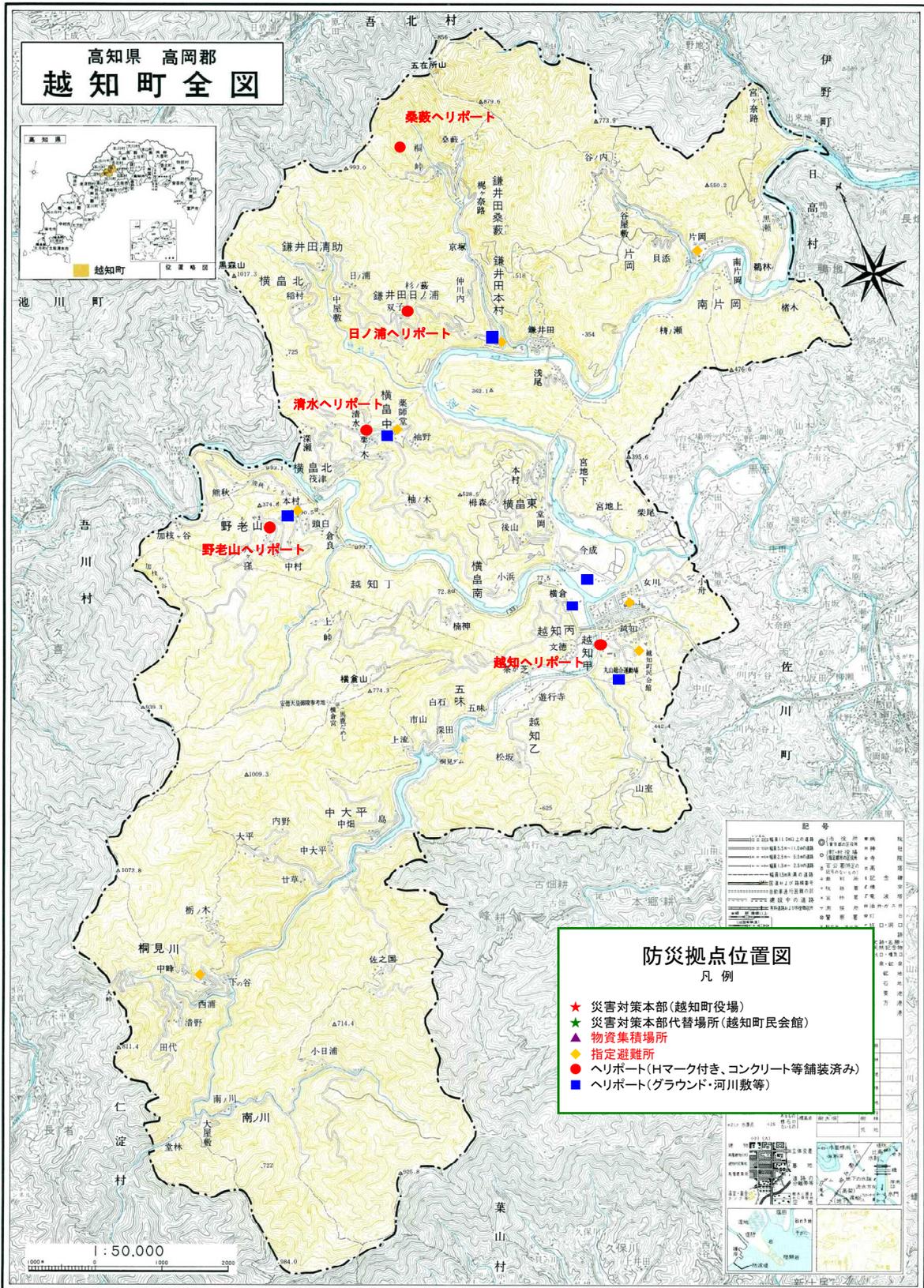
施設名	所在地	電話番号	浸水想定区域	土砂災害警戒区域
越知幼稚園	越知町越知甲 1055	0889- 26-1107	○	—
越知小学校	越知町越知甲 1963-1	0889- 26-1101	○	—
越知中学校	越知町越知甲 1915	0889- 26-1102	○	—

## 資料4 越知町緊急離発着場（ヘリポート）一覧

令和2年3月1日 現在

NO	名称	所在地（主たる地番等）	離発着 エリア 面積	特徴
1	越知ヘリポート	越知甲 3280-5 ※越知町民総合運動場内	960 m <sup>2</sup>	夜間照明完備 Ⓜ付、コンクリート舗装 離発着エリア：カラー舗装
2	野老山ヘリポート	野老山	590 m <sup>2</sup>	Ⓜ付、コンクリート舗装
3	桑藪ヘリポート	鎌井田桑藪	720 m <sup>2</sup>	Ⓜ付、コンクリート舗装
4	日ノ浦ヘリポート	鎌井田日ノ浦	600 m <sup>2</sup>	Ⓜ付、コンクリート舗装
5	桐見川ヘリポート	桐見川 864	650 m <sup>2</sup>	Ⓜ付、アスファルト舗装
6	谷ノ内ヘリポート	片岡 4381	710 m <sup>2</sup>	Ⓜ付、アスファルト舗装
7	清水ヘリポート	横畠中 4453	576 m <sup>2</sup>	Ⓜ付、アスファルト舗装
8	宮の前公園	越知丙	—	
9	越知町民総合運動場	越知甲 3268	—	
10	越知中学校グラウンド	今成 2413	—	
11	野老山公民館	野老山 2033	—	
12	横畠西部集落活動センター	横畠中 1847	—	
13	明治西部公民館	鎌井田本村 5766	—	

# 資料5 越知町緊急離発着場（ヘリポート）等位置図



この地図の作成にあたっては、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平12図復、第 236号)

愛媛県宇和郡宇和町大字朝之町7丁目 ☎(0894)6-0592 越知印刷社

## 資料6 高知県内市町村災害時相互応援協定

### 高知県内市町村災害時相互応援協定

平成20年1月25日

(趣旨)

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害時において、防災対策特に応急対策の一層の充実・強化を図ることを目的として、高知県内の市町村（以下「協定市町村」という。）が協力して物資・労力等の相互応援を行うことについて定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 被災児童、生徒等の一時受入
- (6) 第1号から第4号までに規定する物資等の提供に係る職員及び災害対策本部の運営に必要な職員の派遣
- (7) 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要する市町村（以下「被災市町村」という。）は、原則として次の事項を明らかにし、電話等による要請を行い、後日、速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、規格、数量等
- (3) 前条第4号及び第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容等の人数、被災児童、生徒等の学年等
- (4) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣職員の事務職、医療職、技術職、技能職等の職種別及び人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(実施)

第4条 応援を要請された市町村は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 被災市町村以外の市町村は、通信の途絶等により被災市町村と連絡が不可能である場合において、災害の事態に照らし特に緊急を要し、被災市町村が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災市町村からの応援要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、協定市町村が協議して別に定める。

(連絡責任者)

第6条 本協定に定める事項の連絡調整の確実及び円滑を図るため、市町村の防災担当課長等を連絡責任者としてあらかじめ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、市町村が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

2 平成17年5月27日付けで締結した高知県内市町村災害時相互応援協定は、廃止する。

(継承)

第9条 市町村合併等に伴い構成する協定市町村に再編成があった場合は、改めて協定を締結するまでの期間は、新市町村においてこの協定を引き継ぐものとする。

この協定を証するため、本書34通を作成し、各市町村は記名押印のうえ各1通を保有する。

## 高知県内市町村災害時相互応援協定実施細則

平成20年1月25日

(趣旨)

第1条 この実施細則は、市町村災害時相互応援協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第6条により市町村は、相互応援のための連絡責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡調整に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(経費等の負担)

第3条 協定第2条第1号から第5号までの規定の応援に要する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した市町村（以下「応援要請団体」という。）の負担とし、その他の経費は応援をした市町村（以下「応援団体」という。）の負担とする。

- (1) 協定第2条第1号及び第2号に掲げる食糧等の購入費及び輸送費
- (2) 協定第2条第3号の車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (3) 協定第2条第4号に掲げる施設の購入費及び輸送費
- (4) 協定第2条第5号に掲げる児童、生徒等の一時受入に必要な経費

2 協定第2条第6号の応援（以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）の旅費及び諸手当は、応援団体の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において応援要請団体の負担とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援団体の負担とする。
- (3) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請団体が、応援要請団体への往復の途中において生じたものに係る賠償については応援団体の負担とする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請団体と応援団体との間で協議して定める。

3 応援要請団体が前2項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請団体から要請があった場合は、応援団体は、一時繰替支弁するものとする。

4 経費等の負担において前3項の規定により難いときは、応援要請団体と応援団体との間で協議して定める。

5 応援職員は、応援団体名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

6 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

7 応援要請団体は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

(経費の請求)

第4条 前条に定める経費の請求は、応援団体の首長名による請求書（関係書類添付）により、連絡担当部局を経由して応援要請団体の首長に宛てて行うものとする。

(役員)

第5条 協定の運用に係る庶務は、幹事において処理する。幹事は、県内11市の内から選出する。

2 幹事を補完するため、副幹事をおく。副幹事は、県内町村の内から2町村を選出する。

3 協定の運用に係る連絡等のため、県内の広域市町村圏毎に、ブロック長を選任する。

(役員任期)

第6条 幹事、副幹事及びブロック長の任期は1年間とする。

(幹事の用務)

第7条 幹事は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

- (1) 協定第6条に定める連絡責任者等の市町村への周知
- (2) 協定第7条の定めによる市町村が協議する必要がある場合における会議の開催又は文書による調整
- (3) 応援要請団体若しくは応援団体と他の市町村との情報連絡又は情報の周知
- (4) その他被災市町村から要請のあった用務

2 応援団体は、その応援内容及び応援により収集した応援要請団体の被災状況等の情報を幹事へ連絡するものとする。

(資料の交換)

第8条 市町村は、協定による応援が円滑に行われるよう必要な資料を相互に交換するものとする。

(適用)

第9条 この細則は、高知県内市町村災害時相互応援協定締結の日から適用する。

2 平成16年5月19日付けで締結した高知県内市町村災害時相互応援協定書の実施細則は、廃止する。

## 資料7 応援協定一覧

協定名称	協定締結先	締結日	概要
越知町と佐川町の消防相互応援協定	佐川町	昭和41年11月24日	火災防ぎょ等消防活動
筏津ダム(仁淀川第三発電所ダム)協定	四国電力(株)佐川電力所	昭和51年7月12日	防災のための通知警告
高知県内広域消防相互応援協定	県内市町村	平成8年2月29日	①災害に拡大防止 ②車両、資器材の提供
高知県消防防災ヘリコプター支援協定	高知県	平成9年2月1日	①救急・救活動 ②災害防ぎょ等消火活動
災害時の医療救護についての協定	(社)高知県医師会	平成13年4月1日	医療救護に関する協力
大渡ダム管理所と越知町のダム情報の提供に関する協定	四国地方整備局大渡ダム管理所	平成14年6月27日	ダム管理に関する通知及び保有する各種ダム情報の提供
緊急時飲料水提供ベンダーに関する覚書	(株)ムラタ	平成17年10月11日	緊急時飲料水の提供
桐見ダム放流警報設備等による災害情報の伝達に関する協定	高知県桐見ダム管理事務所	平成18年5月23日	坂折川周辺地域における災害情報伝達及び緊急避難の必要がある場合の避難支援情報等の伝達提供
災害時における救援物資提供に関する協定	四国コカ・コーラボトリング(株)	平成18年9月1日	飲料水の提供
高知県内市町村災害時相互応援協定	県内市町村	平成20年1月25日	①食料、飲料水及び生活必需品の提供並びにその資器材の提供 ②被災者の救出、医療、防疫等に必要な資器材の提供 ③車両等の提供
災害時の応急対策活動協力等に関する協定	越知町建設業協会	平成20年7月30日	①道路河川水路施設災害及びがけ崩れ等の調査報告 ②支障木の伐採・撤去・搬送並びに草刈り作業 ③道路河川水路施設災害及びがけ崩れ等の応急復旧並びに災害廃棄物・残留物の除去搬送 ④道路及び橋梁の冠水等に伴う通行規制用機材の設置撤去 ⑤物資及び応急対策活動に付随して発生する資器材の搬送
災害時における応急生活物資の供給に関する協定	(社)高知県エルピーガス協会高吾北支部	平成21年7月7日	LPガス及び容器、燃焼器具の提供

協定名称	協定締結先	締結日	概要
集落間協定	越知町深瀬地区長 仁淀川町大板地区長	平成21年9月10日	相互協力 避難所、避難路の共有
災害時における電気設備等の復旧に関する協定	佐川電気工業組合	平成23年8月1日	被災電気設備等の復旧
災害時における情報交換及び支援に関する協定	国土交通省四国地方整備局	平成23年10月26日	①被害状況の把握及び提供 ②情報連絡網の構築 ③災害応急措置
災害時における物資の供給に関する協定	こうち生活協同組合	平成23年12月27日	食料、飲料水、生活必需品等の提供
高知県被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定	(社)高知県建築士会	平成24年2月22日	高知県被災建築物応急危険度判定士の招集
災害発生時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定	高知県薬剤師会 高吾支部	平成24年10月1日	医療救護活動及び医薬品等の供給
災害時の協力に関する協定	四国電力(株)高知支店 四国電力(株)送配電カンパニー中村支社	平成25年5月27日	①電力設備の迅速な復旧を図るための連携の保持 ②相互の災害情報の提供 令和1年1月23日付け覚書 四国電力(株)の分社による
災害時における高知県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定	(公社)日本下水道管路管理業組合	平成25年7月23日	①被災状況及び内容の調査 ②応急復旧に必要な業務
災害時における高知県内の下水道終末処理場及びポンプ場の復旧支援に関する協定	地方公共法人 日本下水道事業団	平成25年7月23日	①被災状況及び内容の調査 ②緊急措置、応急復旧及び本復旧に係る検討 ③被災証明に関する資料の作成 ④災害査定用設計書の作成 ⑤災害査定への立ち合い及び説明
災害時における高知県内の下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定	高知県、高知市、安芸市、南国市、須崎市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、芸西村、土佐町、いの町、中土佐町、越知町、梶原町、四万十町	平成25年7月23日	①被災状況及び内容の調査 ②緊急措置、応急復旧及び本復旧に係る検討 ③被災証明に関する資料の作成 ④災害査定用設計書の作成
災害時における電気通信設備等の復旧に係る相互協力に関する協定	西日本電信電話(株)高知支店	平成26年6月1日	①電気通信設備の迅速な復旧を図るための連携の保持 ②相互の災害情報の提供

協定名称	協定締結先	締結日	概要
災害時における一時避難施設としての使用に関する協定	黒住教 越知中教会所	平成 26 年 9 月 1 日	災害時における一時避難所として使用することに関する協定
高知県中央地区消防相互応援協定	高知県中央地区消防協議会に加入している市町村及び一部事務組合	平成 26 年 11 月 1 日	高知県中央地区消防協議会に加入している市町村および一部事務組合における消防の相互応援
災害発生時における広域福祉避難所（障害児者）の設置運営に関する協定	土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、日高村、高知県教育委員会	平成 26 年 12 月 3 日	要配慮者を受け入れるための広域福祉避難所（高知県立日高特別支援学校 ※旧高知県立日高養護学校）の設置
災害時における物資の供給に関する協定	(株)サンプラザ	平成 27 年 7 月 23 日	飲料水、食料、粉ミルク、生理用品、おむつ等町が指定する物資の提供
災害発生時における高岡郡越知町と越知町内等郵便局の協力に関する協定	日本郵便(株)越知郵便局	平成 27 年 12 月 18 日	①車両の提供 ②避難所開設情報及び避難者リスト等の情報相互提供 ③郵便局ネットワークを活用した広報活動 ④災害救助法適用時の災害特別事務取扱及び救護対策 ⑤業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供 ⑥避難所における臨時郵便差出箱の設置、収集配達 ⑦(株)ゆうちょ銀行の非常払い及び(株)かんぽ生命保険の非常取り扱い
中央圏域における広域避難に関する協定	高知市、南国市、土佐市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村	平成 29 年 5 月 9 日	南海トラフ地震発生時における市町村域を越えた広域的な避難に関する協定
災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定	県内の市町村、旅客輸送業者	平成 31 年 2 月 1 日	バスによる緊急輸送への協力相互の情報提供
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(医) 社団若鮎	令和 3 年 4 月 1 日	要配慮者を受け入れるための福祉避難所（老人保健施設ライブリーハウス輝）の設置
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	高吾北広域町村事務組合	令和 3 年 4 月 1 日	要配慮者を受け入れるための福祉避難所（特別養護老人ホーム五葉荘・養護老人ホーム五葉荘）の設置
災害時における物資の供給に関する協定	(一社) 高知県製紙工業会	令和 4 年 3 月 18 日	大人用紙おむつ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、その他町が要望する物資の提供

## 資料 8 越知町災害対策本部条例

昭和 38 年 3 月 26 日  
条例 第 25 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、越知町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 24 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 資料9 災害被害情報報告

都道府県		区 分		被 害		区 分		被 害		都道府県	
災 害 名 ・ 報告番号	災害名 第 報 ( 月 日 時現在)		田	流失・埋没	ha	公 立 文 教 施 設	千円				
	報告者名			冠 水	ha		農 林 水 産 業 施 設			千円	
区 分		被 害		畑	流失・埋没	ha	公 共 土 木 施 設	千円			市町村
			冠 水		ha	そ の 他 の 公 共 施 設	千円				
人 的 被 害	死 者	人	そ の 他	学 校	箇所	小 計	千円			計	団体
	うち災害関連死者			病 院	箇所	公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体				
住 家 被 害	行方不明者	人	の	道 路	箇所	農 産 被 害	千円			適用市町村名 災害救助法	
	負傷者	重 傷		人	橋 り よ う		箇所				
全 壊		棟		他	河 川	箇所	畜 産 被 害	千円			
	世帯		港 湾		箇所	水 産 被 害	千円				
半 壊	棟		の	砂 防	箇所	商 工 被 害	千円				
	世帯			清 掃 施 設	箇所		そ の 他				
一 部 破 損	棟		の	崖 く ず れ	箇所	被 害 船 舶	隻			119 番通報件数	件
	世帯			鉄 道 不 通	箇所		被 害 総 額				
床 上 浸 水	棟		他	被 害 船 舶	隻	備 考	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況				
	世帯			水 道	戸						
一 部 破 損	棟		の	電 話	回線	考	自 衛 隊 の 災 害 派 遣				その他
	世帯			電 気	戸						
床 上 浸 水	棟		他	ガ ス	戸	り 災 者 数	人				
	世帯			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		火 災 発 生				
床 下 浸 水	棟		の	火 災 発 生	建 物	件					
	世帯			危 険 物	件	そ の 他					
非 住 家	公 共 建 物	棟	の	そ の 他	件						
	そ の 他	棟									

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

## ■ 報告基準

被害項目		報 告 基 準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷) 1か月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1か月未満で治ゆできる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物とする。
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない建物)が付着している場合には同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させる寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については1世帯とする)
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の破損が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のもの除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しかいが、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	非住家	住家以外の建物で被害報告の他の項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、その部分は住家とする。 全壊・半壊の被害を受けたもののみについて記入する。
	公共建物 その他	役場庁舎、公民館等の公用又は公共の用に供する建物とする。 公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没・冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結する河川、運河等の上に架設された橋とする。
河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川、若しくはその他の河川又は、これらのものの維持管理上必要な堤防護岸、水利、床止その他の施設、若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	

被害項目		報 告 基 準
そ の 他 被 害	港 湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	地 す べ り	地すべり防止区域内にある排水施設・擁壁・ダム、その他地すべりを防止するための施設とする。
	急 傾 斜 地	急傾斜他崩壊危険区域内にある排水施設・擁壁、その他急傾斜他の崩壊を防止するための施設とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	汽車電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給中止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り 災 世 帯	災害により、全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	り 災 者	り災世帯の構成員とする。
	公 立 文 教 施 設	公立の文教施設をいう。
	農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には農地・農業用施設・林業用施設・漁港施設及び共同利用施設とする。
	公 共 土 木 施 設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	そ の 他 の 公 共 施 設	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	公立文教施設、農林水産施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村の数とする。
そ の 他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス・農産物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木・苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜・畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり・漁具・漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料・商品・生産機械器具とする。

## 資料 10 災害時交通規制箇所

管轄事務所名	路線名	規制区間	延長	規制区間
国土交通省 土佐国道工事事務所	国道 33 号線	越知町横倉～ 吾川村森山字オオヂミ	20.3 km	連続雨量 250mm
高知県中央西土木事務所 越知事務所	県道伊野仁淀線	越知町片岡（日ノ瀬） ～越知町片岡	2.2 km	時間雨量 50mm 連続雨量 200mm
高知県中央西土木事務所 越知事務所	県道伊野仁淀線	越知町佐之国橋 ～仁淀村長者	15.5 km	時間雨量 50mm 連続雨量 200 mm
高知県中央西土木事務所 越知事務所	県道片岡庄田線	越知町片岡 ～越知町南片岡	0.1 km	橋面冠水

## 資料 11 避難路として確保・整備すべき路線一覧

越知地区	最寄の基幹道路		エリア内の確保・整備すべき路線			
小舟	県道下山越知線	県道柳瀬越知線	女川6号線	小舟団地線		
1区	県道下山越知線	県道柳瀬越知線	女川6号線	女川7号線	女川下渡線	下渡女川線
			女川1号線	女川2号線	女川3号線	女川4号線
			女川5号線	女川8号線	女川中芝線	女川下谷線
			小舟屋敷線	女川七九線	女川東屋敷線	東又線
2区	国道33号	県道下山越知線	中央線	裏街1号線	円福丸山線	裏街4号線
			黒土竹ノ下線	山口深田線	中屋敷団地線	
3区	国道33号		下渡線	女川下渡線	下渡女川線	役場前久万目線
			八頭久万目線	久万目下渡線	黒土竹ノ下線	笹林線
			西川芝線			
4区	国道33号		下川窪役場前線	木倉駅前線	中央線	裏街1号線
			越知今成線	裏街4号線	裏街7号線	中芝役場前線
			木倉線	下渡線	梅ノ木線	梅ノ木樺ノ瀬線
			梅ノ木支線	裏街12号線		
5区	国道33号		裏街1号線	裏街2号線	円福丸山線	南裏街2号線
			裏街4号線	裏街5号線	裏街6号線	裏街7号線
			公園団地線	梅ノ木樺ノ瀬線	役場前久万目線	裏街12号線
			裏街13号線			
6区	国道33号		下川窪役場前線	木倉駅前線	中央線	西ノ芝1号線
			越知今成線	裏街8号線	裏街9号線	西ノ芝4号線
			西ノ芝5号線	中芝役場前線	木倉中芝線	中芝線
			中芝2号線			
7区	国道33号		越知今成線	木倉駅前線	裏街6号線	中芝役場前線
			木倉中芝線	東ノ芝1号線	東ノ芝2号線	
8区	国道33号		木倉駅前線	裏街1号線	裏街2号線	裏街9号線
			南裏街4号線	山室線	裏街8号線	裏街9号線
			南裏街2号線	南裏街3号線	南裏街5号線	8区団地線
			向屋敷線	向屋敷池ノ上線		

越知地区	最寄の基幹道路		エリア内の確保・整備すべき路線			
9区	国道33号		越知今成線	西ノ芝1号線	中央線	裏街2号線
			裏街9号線	西ノ芝2号線	西ノ芝3号線	西ノ芝4号線
			西ノ芝7号線	西ノ芝8号線		
10区	国道33号	県道伊野仁淀線	山室線	丸山線	円福丸山線	裏街9号線
			裏街10号線	裏街11号線	南裏街6号線	西ノ芝2号線
			南裏街7号線	東宮谷1号線	東宮谷2号線	東宮谷3号線
			小森線			
11区	国道33号		文徳五味線	林道横倉長者線	文徳東線	文徳西線
			遊行寺大田石線	赤ケ谷1号線	赤ケ谷2号線	横倉神社線
12区	県道伊野仁淀線		松坂線	石神線	西窪線	農道松坂線
13区	国道33号		楠神線	農道横倉楠神線	農道楠神線	

野老山地区	最寄の基幹道路		エリア内の確保・整備すべき路線			
14区	国道33号		上ノ峠線	林道横倉長者線		
15区1	国道33号		旧33号線			
15区2	国道33号		野老山本線	舟戸頭白線	舟戸線	頭白線
			旧33号線			
16区1	国道33号		野老山本線	八ヶ窪線	農道本村中村線	旧33号線
			農道南中村線			
16区2	国道33号		野老山本線	八ヶ窪線	農道本村中村線	旧33号線
17区1	国道33号		農道中村線	八ヶ窪線	農道本村中村線	旧33号線
17区2	国道33号		八ヶ窪線	八ヶ窪支線	旧33号線	熊秋八ヶ窪線
18区1	国道33号		野老山本線	熊秋石山線	旧33号線	熊秋八ヶ窪線
			バラガタキ線			
18区2	国道33号		加枝ケ谷線			

南国地区	最寄の基幹道路		エリア内の確保・整備すべき路線			
山室	県道伊野仁淀線		山室線	ヒソガ峠線	北平線	井口萩原線
			井口線	越知温泉線	円福線	
佐ノ国	県道伊野仁淀線		佐ノ国1号線	佐ノ国2号線		
南ノ川1	県道伊野仁淀線		林道小日浦線	下ノ谷堂林線	南ノ川線	チガヤノ線
			南ノ川1号線	ドウガヤシキ線		
南ノ川2	県道伊野仁淀線		大屋敷線	林道小日浦線	下ノ谷堂林線	
小日浦	県道伊野仁淀線		小日浦線	林道小日浦線	下ノ谷堂林線	小日浦屋敷線
堂林	県道伊野仁淀線		下ノ谷堂林線	堂林線		

大桐地区	最寄の基幹道路		エリア内の確保・整備すべき路線			
桐見川1区	県道伊野仁淀線		下ノ谷線	下ノ谷1号線		
桐見川2区	県道伊野仁淀線		下ノ谷堂林線	西浦線	下田代線	上田代線
			潰野線			
桐見川3区	県道伊野仁淀線		林道栃ノ木大平線	栃ノ木線	中峰線	栃ノ木支線
大平	県道伊野仁淀線		林道栃ノ木大平線	大平線	大平内野線	甘草線
			大平ニイヤ線	農道南大平線		
中大平	県道伊野仁淀線		中大平線	大桐中大平線	農道中大平線	中畑線
五味	県道伊野仁淀線	国道33号	文徳五味線	市山白石線	市山上流線	上深田線
			下深田線	上流屋敷2号線		

横畠地区	最寄の基幹道路		エリア内の確保・整備すべき路線			
今成	県道伊野仁淀線		越知今成線	今成榎ノ森線		
小浜	県道伊野仁淀線		今成深瀬線	赤瀧線		
堂岡	県道伊野仁淀線		堂岡後山線	堂ノ岡2号線		
後山	県道伊野仁淀線		今成榎ノ森線	堂岡後山線	後山下り付線	後山線
			農道後山榎ノ森線	後山下前線		
榎ノ森	県道伊野仁淀線		今成榎ノ森線	本村榎ノ森本線	農道後山榎ノ森線	
本村	県道伊野仁淀線		本村薬師堂線	本村榎ノ森本線	本村古味線	本村線
袖野	県道伊野仁淀線	国道33号	本村薬師堂線	農道袖野線	袖野薬師堂線	上袖野線
			袖野線			
袖ノ木	県道伊野仁淀線	国道33号	今成深瀬線	袖ノ木薬師堂線	袖ノ木大元線	
栗ノ木	県道伊野仁淀線	国道33号	今成深瀬線	清水栗ノ木線	清水栗ノ木支線	於松谷線
薬師堂	県道伊野仁淀線	国道33号	本村薬師堂線	薬師堂稲村線	薬師堂深瀬線	袖ノ木薬師堂線
			袖野薬師堂線			
清水	県道伊野仁淀線	国道33号	薬師堂深瀬線	清水栗ノ木線	農道駄馬ノ沖2号線	
筏津	県道伊野仁淀線		筏津線	農道筏津線	筏津ノ前線	
深瀬	県道伊野仁淀線	国道33号	薬師堂深瀬線	今成深瀬線	深瀬線	筏津線
			深瀬ユズノ線	村上線	下深瀬線	
稲村	県道伊野仁淀線	国道33号	薬師堂稲村線	鎌井田稲村線	稲村線	

明治地区	最寄の基幹道路		エリア内の確保・整備すべき路線			
鎌井田	県道伊野仁淀線		鎌井田横畠線	鎌井田線	鎌井田桑葦線	鎌井田浅尾線
			鎌井田中道線			
京仲	県道伊野仁淀線		仲川内線	鎌井田桑葦線	白岩谷ノ内線	仲川内支線
			農道京塚線			
日ノ浦	県道伊野仁淀線		日ノ浦線	鎌井田稲村線	農道双子日ノ浦線	双子線
			中屋敷日ノ浦線			
清助	県道伊野仁淀線		鎌井田稲村線	清助線		
桑葦	県道伊野仁淀線		シデノクボ線	桐ノ峠線	鎌井田桑葦線	農道梶ヶ奈路線
片岡	県道伊野仁淀線		片岡仲村線	谷ノ内線	貝添線	片岡仲村支線
			片岡仲村2号支線	農道片岡4号線		
谷ノ内	県道伊野仁淀線		谷ノ内線	谷ノ内3号線	白岩谷ノ内線	谷ノ内4号線
			谷ノ内8号線	岩神線		
黒瀬	県道伊野仁淀線		黒瀬堂ヶ奈路線			
宮ヶ奈路	国道194号		宮ヶ奈路線	宮ヶ奈路島崎線		

東北地区	最寄の基幹道路		エリア内の確保・整備すべき路線			
南片岡	県道片岡庄田線		浅尾谷口線	栲ノ瀬線		
浅尾	県道伊野仁淀線		浅尾谷口線	鎌井田浅尾線	浅尾線	
宮地下	県道伊野仁淀線	県道柳瀬越知線	柴尾宮地線	宮地屋敷線	宮地本村橋線	
宮地上	県道伊野仁淀線	県道柳瀬越知線	柴尾宮地線	神母谷1号線	神母谷2号線	
柴尾	県道伊野仁淀線	県道柳瀬越知線	柴尾宮地線	柴尾1号線	柴尾2号線	柴尾3号線
			柴尾4号線	柴尾東谷線	柴尾3号支線	柴尾5号線
			柴尾6号線			

## 資料 12 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 印 高知県公安委員会 印
番号標に表示 されている番号		
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名）		
使用者	住所	( ) 局 番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格 A5とする。

### 資料 13 民間し尿処理委託指名業者

名 称	台数	電 話	備 考
高吾北衛生社	3	26-1053	9区
越 知 衛 生	2	26-0591	1区

### 資料 14 し尿処理施設

事業主体	所在地	電話
高吾北広域町村事務組合 高吾北衛生センター	越知町越知甲41番地	0889-26-0305

## 資料 15 収集処理委託指名業者

氏 名	台数	電 話	備 考
岡 林 壽 夫	3	27-2003	片岡
高 島 田 護	3	26-3101	9 区
(社) シルバー人材センター	1	26-3878	10 区

## 資料 16 ごみ処理施設

事業主体	所在地	電話
高吾北広域町村事務組合 高吾北清掃センター	佐川町丙 2827 番地	0889-22-3111

# 資料 17 水防実施報告

## 様式第 1 号

### 水防活動実施報告

令和 年 月 日

作成責任者

出水 の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm								
水防 実施箇所	川 左岸 地先 右岸								
日時	自 月 日 時 至 月 日 時								
出 動 人 員	水防団員		消防団員		その他		合 計		
	人		人		人		人		
水防作業 の概況 及び工法	箇 所 m 工 法								
水防の 結 果	効果 被害	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
		m m	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	戸 戸	m m	m m	人 人	
使 用 資 機 材	かます、俵				居 住 者 の				
	万年、土俵				出 動 状 況				
	な わ				水 防 関 係 者 の				
	丸 太				死 傷				
	そ の 他				雨 量 水 位 の				
					状 況				
水防活動に関する 自 己 評 価 備 考									

**平成29年台風第〇号における水防活動  
(〇〇県〇〇市消防団・平成29年8月〇日～〇日)**

**〇概要**

〇〇市消防団は、平成29年8月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または  
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)  
堤防巡視

水防活動または  
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)  
積み土のう工

水防活動または  
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)  
月の輪工

水防活動または  
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所  
地図

月 日 台風  
豪雨  
高潮

水防活動実施調査表 市  
町村

土木事務所

水防活動実施状況											
日	時	位置	実施工法	出 動 人 員					左記出動人員中他団体からの応援の有無		
				水防団員	消防団員	その他	自衛隊員	合計			
自	日	時		延	延	延	延	延	団 体 名	延	人
至	日	時		実	人	人	人	人		実	人
実施箇所 河川名	郡市 町村		大字 川 海岸	及 施 箇所 原因 置					名 及 功 功 氏 名 又 は 団 体 の 理 由		
所要経費			使 用 資 材 数 量					水 防 効 果			
県 費			俵	俵	板 類	枚					
管理団体費			かます	俵	鉄 線	kg					
その他			布袋類	枚	釘	kg					
計			たたみ	枚	かすがい	本					
内	人件費		むしろ	枚	蛇 籠	本					
	食糧費		なわ	kg	置 石	m <sup>3</sup>					
	資材費		竹	束	その他						
	器材費		生 木	本							
訳	その他		丸 木	本							
	計		く い	本							

## 資料 18 水防倉庫と備蓄資材

水防倉庫（消防屯所）		越知
所在地	単位	10 区
備蓄資材		
かます・俵等（土のう袋含）	俵(袋)	1,000
なわ	巻	10
むしろ（テント含）	枚	4
杉丸太 末口 10 cm <sup>2</sup> 5 m	本	
” ” ” 4	本	
” ” 6 2	本	
くわ	丁	0
かま	丁	3
のこぎり	丁	0
おの	丁	3
かすがい	本	
どうづき	組	
はしご	丁	6
荷車（一輪）	台	7
鉄線 #10	巻	
バケツ	個	5
つるぐわ	丁	4
大型照明灯	台	24
懐中電灯	個	53
ろうそく	Kg	

水防倉庫（消防屯所）		越知
所在地	単位	10 区
備蓄資材		
ペンチ	丁	
スコップ	丁	21
じょうれん	丁	8
ばいりょう	荷	
にない棒	本	
掛矢	丁	2
たこづち	丁	2
カーバイト 50 kg	かん	
割木	把	
足場板 20cm <sup>2</sup> × 5 cm <sup>2</sup> × 6 m	枚	
予備土（土のう）		
とびぐち	丁	7
ロープ（径 2 cm）	m	200
ハンマー	丁	
カーバイトランプ	個	

## 資料 19 仁淀川水系水質汚濁防止連絡協議会規約

(名称)

第1条 この会は、「仁淀川水系水質汚濁防止連絡協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、仁淀川水系の河川及び公共の用に供されている水路について水質を調査し、その実態を把握すると共に、汚濁防止対策の樹立及び緊急時の連絡体制等について各関係機関相互の情報連絡及び調整を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 協議会は、国土交通省、県及び流域関係市町村の関係機関をもって構成する。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一、緊急時の情報及び連絡体制の整備・調整
- 二、水質資料、情報等の交換及び連絡・調整
- 三、水質ならびに汚濁対策の調査・検討
- 四、水質汚濁防止対策の推進に関する事項
- 五、その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(協議会等)

第5条 協議会は国土交通省、県の関係所課長、関係市町村の市町村長等をもって組織する。

2. 協議会は、必要に応じて会長が招集し、協議会の運営の総括的方針を決定する。
3. 協議会には必要に応じ関係機関の局部課長等の出席を求めることができる。
4. 協議会は、必要に応じ幹事会の審議事項について報告を求めることができる。

(会長及び副会長)

第6条 会長は協議会を代表し会務を統括する。

2. 会長は四国地方整備局高知河川国道事務所長とする。
3. 副会長は会長を助け、会長の事故ある時は、その職務を代行する。
4. 副会長は高知県土木部河川課長、高知県土木部公園下水道課長、林業振興・環境部環境対策課長の職にある者をもってあてる。

(幹事会)

第7条 幹事会は関係機関の担当課長等をもって組織する。

2. 幹事会は幹事長が毎年度招集し、協議会目的達成の為の事業を推進する。

(幹事長)

第8条 幹事長は幹事会を運営し、会務を処理する。

2. 幹事長は四国地方整備局 高知河川国道事務所 副所長とする。

(任期)

第9条 会長、副会長及び委員の任期はその職にある期間とする。

(事務局)

第10条 協議会の事務を行うため事務局を四国地方整備局高知河川国道事務所に置く。

(雑則)

第11条 本規約に定めるもののほか協議会の運営に関して必要な事項については、協議会の決定による。

付則

1. この規約は平成2年7月18日より施行する。

2. 平成16年11月26日一部改正。

(第9条 会計監査、第10条2項、第11条 会計、第12条 運営費削除)

3. 平成25年 5月30日一部改正

(第5条2項、第7条2項)

# 異常水質汚濁連絡要領

## 第1 目的

この要領は流水水質に異常事態が発生したとき、または発生する恐れがあるときは、速やかにその状況を関係機関に通報連絡するとともに、必要に応じ、報道機関に連絡通報するとともに、報道機関等を通じて一般への周知を図り人体に危害が及ぶのを未然に防止することを目的とする。

## 第2 水質異常の定義

この要領において流水水質の異常事態とは、次のような場合を言う。

- (1) 河川の流水がシアン、カドミウム等人の健康に著しく有害な物質によって汚染され、水質の汚濁の程度が環境基準に定められた数値を上回っているとき
- (2) 有機物等により流水水質の汚濁が著しいとき
- (3) 大量の魚類が浮上、へい死するなどの事態が発生したとき
- (4) 利水に支障をおよぼす恐れがあるとき

## 第3 通報の内容

河川の流水水質に異常が発生したとき通報する内容は、次の事項とする。

- (1) 水質汚濁の発生地点
- (2) 水質汚濁の発生時刻
- (3) 水質汚濁の状況
- (4) 対策状況その他

## 第4 通報の義務

関係各機関が流水水質の異常事態を発見し、または異常事態に関する情報を入手し、かつ本川に重大な影響を及ぼすと判断されるときは、速やかに高知河川国道事務所河川管理課及び発生区間の河川管理者に通報するものとする。

## 第5 通報連絡組織の構成

通報連絡組織の構成は、別紙-3に掲げる関係機関をもって構成する。

## 第6 通報連絡系統及び通報連絡

異常事態が発生した時は、高知河川国道事務所河川管理課は別紙-4に示す連絡系統図により、速やかに通報連絡を行うものとする。

【別紙－１】

仁淀川水系水質汚濁防止連絡協議会  
構成員

会 長	四国地方整備局	高知河川国道事務所	所長	
副会長	高知県	土木部	河川課長	
	高知県	土木部	公園下水道課長	
	高知県	林業振興・環境部	環境対策課長	
委 員	四国地方整備局大渡ダム管理所		所 長	
	愛媛県	土木部	河川課長	
	〃	県民環境部	環境政策課長	
	高知市		市 長	
	土佐市		市 長	
	いの町		町 長	
	仁淀川町		町 長	
	佐川町		町 長	
	越知町		町 長	
	久万高原町		町 長	
	日高村		村 長	
	事務局	四国地方整備局	高知河川国道事務所	

【別紙－２】

仁淀川水系水質汚濁防止連絡協議会  
幹事会構成員

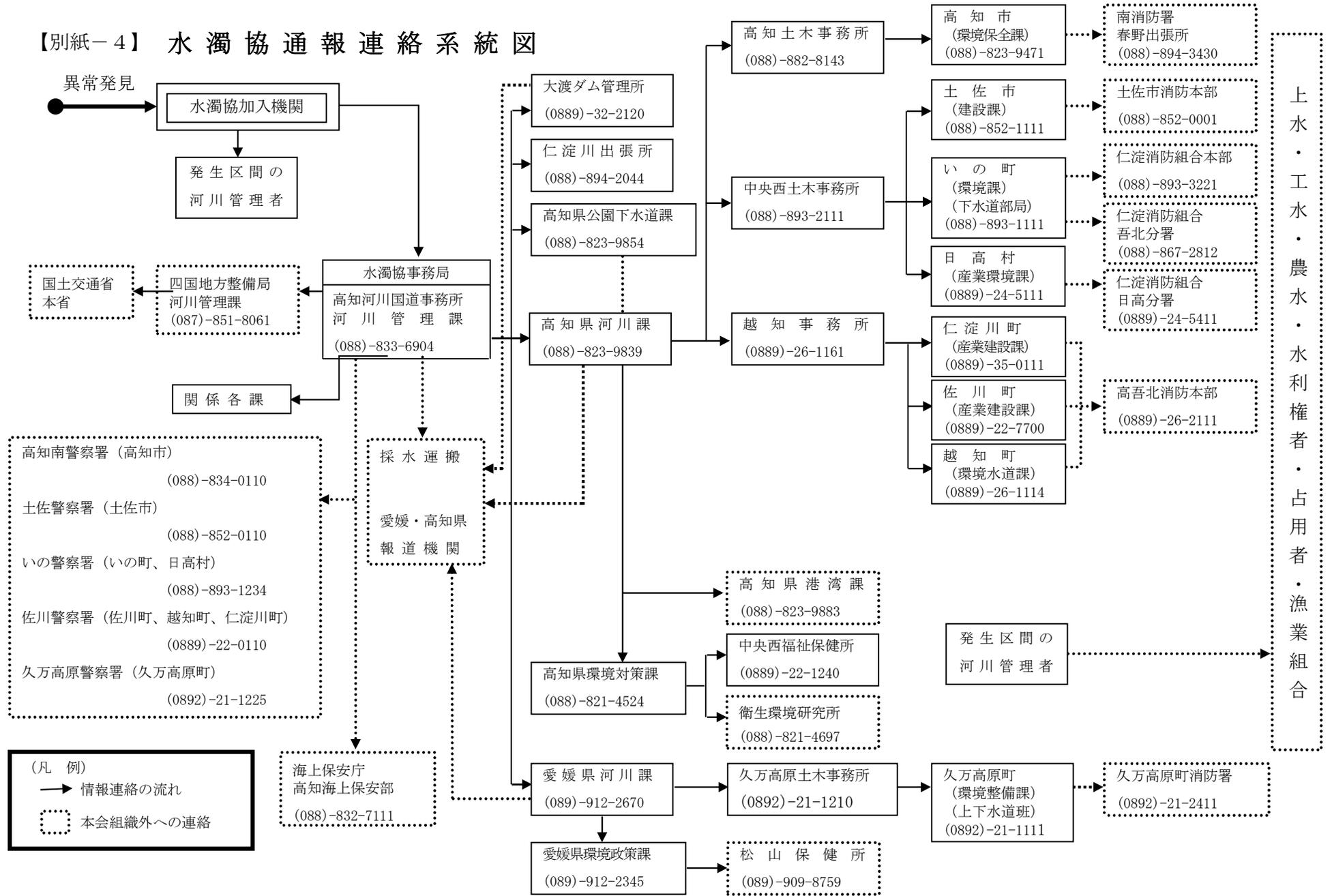
幹事長	四国地方整備局	高知河川国道事務所	副所長（河川）
幹事	四国地方整備局	高知河川国道事務所	調査課長
	〃	〃	河川管理課長
	〃	大渡ダム管理所	管理第一係長
	高知県	土木部	河川課長補佐
	〃	〃	公園下水道課長補佐（兼務）
	〃	林業振興・環境部	環境対策課長補佐
	〃	高知土木事務所	河川管理課長
	〃	中央西土木事務所	維持管理課長
	〃	中央西土木事務所越知事務所	河川砂防課長
	〃	中央西福祉保健所	衛生環境課長
	愛媛県	土木部	河川課主幹
	〃	県民環境部	環境技術専門監
	高知市	環境保全課長、上下水道局浄水課長	
	土佐市	建設課長、水道局業務課長	
	いの町	環境課長、上下水道課長	
	仁淀川町	町民課長	
	佐川町	産業建設課長	
	越知町	環境水道課長	
	久万高原町	環境整備課長	
	日高村	産業環境課長	
事務局	四国地方整備局	高知河川国道事務所	

【別紙－3】

仁淀川水系水質汚濁防止連絡協議会関係機関連絡先一覧表（R元年度）

	機関名（幹事）	郵便番号	所在地	T E L（代表）	F A X（担当課等）
国	国土交通省 四国地方整備局 高知河川国道事務所 副所長（技術）	780-8023	高知市六泉寺町96番地7号	088-833-0111	088-831-8570
	〃 〃 〃 調査課長	〃	〃	〃	〃
	〃 〃 〃 河川管理課長	〃	〃	〃	〃
	〃 〃 大渡ダム管理所 管理第一係長	781-1802	吾川郡仁淀川町高瀬3815番地	0889-32-2120	0889-32-1127
高知県	高知県 土木部 河川課 課長補佐	780-8570	高知市丸ノ内1丁目2番20号	088-823-1111	088-823-9129
	〃 〃 公園下水道課 課長補佐	〃	〃	〃	088-823-9036
	〃 林業振興・環境部 環境対策課 課長補佐	〃	〃	〃	088-821-4520
	〃 高知土木事務所 河川管理課長	781-0814	高知市稻荷町11番地26号	088-882-8141	088-884-6154
	〃 中央西土木事務所 維持管理課長	781-2110	吾川郡いの町1381番地伊野合同庁舎内	088-893-2111	088-893-3513
	〃 〃 越知事務所 河川砂防課長	781-1301	高岡郡越知庁越知甲2228番地1	0889-26-1161	0889-26-2553
愛媛県	〃 中央西福祉保健所 衛生環境課長	789-1201	高岡郡佐川町甲1243番地4	0889-22-1286	0889-22-9031
	愛媛県 土木部 河川課主幹	790-8570	松山市一番町4丁目4番2号	089-941-2111	089-948-1475
市町村	〃 県民環境部 環境政策課環境技術専門監	790-8570	〃	〃	089-912-2344
	高知市 環境保全課長	780-8571	高知市本町5丁目1番45号	088-822-8111	088-823-9493
	高知市 上下水道局 浄水課長	780-8087	高知市針木北1丁目15-15	088-843-8630	088-843-3827
	土佐市 建設課長、水道局業務課長	781-1192	土佐市高岡町甲2017番地1	088-852-1111	088-852-4398
	いの町 環境課長、上下水道課長	781-2192	吾川郡いの町1700番地1	088-893-1111	088-893-0177
	仁淀川町 町民課長	781-1592	吾川郡仁淀川町大崎124番地	0889-35-0111	0889-20-2116
	佐川町 産業建設課長、水道係	789-1292	高岡郡佐川町甲1650番地2	0889-22-7700	0889-22-4950
	越知町 環境水道課長	781-1301	高岡郡越知町越知甲1970番地	0889-26-1111	0889-26-0600
	久万高原町 環境整備課長、上下水道班	791-1201	上浮穴郡久万高原町久万212	0892-21-1111	0892-21-2860
	日高村 産業環境課長	781-2194	高岡郡日高村本郷61番地1	0889-24-5111	0889-20-1525

# 【別紙-4】 水濁協通報連絡系統図



## 資料 20 土砂災害（特別）警戒区域

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	警戒区域指定（Y）			特別警戒区域指定（R）			自然現象の種類	備考
			初回	2回目	解除	初回	2回目	解除		
403-25-001	日の浦谷	高岡郡越知町鎌井田日ノ浦	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			土石流	
403-26-001	宮ヶ奈呂谷川	高岡郡越知町黒瀬	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流	
403-26-002	谷の内川（1）	高岡郡越知町片岡	H29. 2.24						土石流	
403-26-201	谷の内川（2）	高岡郡越知町片岡	H29. 2.24						土石流	
403-26-202	谷の内川（3）	高岡郡越知町片岡	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流	
403-26-203	梶ヶ奈路川	高岡郡越知町鎌井田本村	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流	
403-26-204	桑藪川	高岡郡越知町鎌井田桑藪及び鎌井田本村	H29. 2.24	R3. 8.20					土石流	
403-26-205	宮の谷川（2）	高岡郡越知町鎌井田桑藪及び鎌井田本村	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			土石流	
403-26-206	宮の谷川（1）	高岡郡越知町鎌井田桑藪及び鎌井田本村	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			土石流	
403-35-001 a	仁井田ヶ谷川（1）	高岡郡越知町横島東	H29. 2.24						土石流	
403-35-001 b	仁井田ヶ谷川（2）	高岡郡越知町横島東及び横島南	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流	
403-35-001 c	仁井田ヶ谷川（3）	高岡郡越知町横島東及び横島南	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流	
403-35-002	今成南谷川	高岡郡越知町横島南	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流	
403-35-003	文徳谷川（4）	高岡郡越知町越知	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			土石流	
403-35-004	文徳谷川（5）	高岡郡越知町越知	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流	
403-35-005	大溝川（2）	高岡郡越知町越知及び五味	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			土石流	
403-35-006	大溝川（1）	高岡郡越知町越知	H29. 2.24						土石流	
403-35-007	石神谷川	高岡郡越知町越知	H29. 2.24						土石流	
403-35-008	五味谷川	高岡郡越知町五味	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			土石流	
403-35-009	白石川	高岡郡越知町五味	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			土石流	
403-35-010	楠神谷川	高岡郡越知町越知	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			土石流	
403-35-201	栗の木川	高岡郡越知町鎌井田日ノ浦及び鎌井田本村	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流	
403-35-202	堂ノ岡谷川	高岡郡越知町横島南	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流	
403-35-203 a	カラ谷川（1）	高岡郡越知町横島南	H29. 2.24						土石流	
403-35-203 b	カラ谷川（2）	高岡郡越知町横島南	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流	
403-35-203 c	カラ谷川（3）	高岡郡越知町横島南	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流	
403-35-203 d	カラ谷川（4）	高岡郡越知町横島南	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流	

403-35-204	文徳谷川(1)	高岡郡越知町越知	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流
403-35-205 a	文徳谷川(2)	高岡郡越知町越知	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			土石流
403-35-205 b	文徳谷川(3)	高岡郡越知町越知	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流
403-35-206 a	大樽谷川(1)	高岡郡越知町越知	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			土石流
403-35-206 b	大樽谷川(2)	高岡郡越知町山室	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流
403-35-206 c	大樽谷川(3)	高岡郡越知町山室	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流
403-35-206 d	大樽谷川(4)	高岡郡越知町山室	H29. 2.24						土石流
403-35-207	遊行寺川	高岡郡越知町越知	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流
403-35-208	大田石谷川(1)	高岡郡越知町越知	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流
403-35-209 a	我羅谷川(1)	高岡郡越知町越知	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			土石流
403-35-209 b	我羅谷川(2)	高岡郡越知町越知	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			土石流
403-35-210 a	白石谷川(1)	高岡郡越知町五味	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流
403-35-210 b	白石谷川(2)	高岡郡越知町五味	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流
403-35-210 c	白石谷川(3)	高岡郡越知町五味	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流
403-35-211	市山谷川	高岡郡越知町五味	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			土石流
403-35-212	甘草谷川	高岡郡越知町大平	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			土石流
403-35-213	栃の木谷川(3)	高岡郡越知町桐見川	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			土石流
403-35-214	栃の木谷川(4)	高岡郡越知町桐見川	H29. 2.24	R3. 8.20					土石流
403-35-215	栃の木谷川(1)	高岡郡越知町大平及び桐見川	H27. 5.26	R3. 8.20		R3. 8.20			土石流
403-35-216	栃の木谷川(2)	高岡郡越知町大平及び桐見川	H27. 5.26			R3. 8.20			土石流
403-35-217	下の谷川	高岡郡越知町桐見川	H29. 2.24	R3. 8.20					土石流
403-35-218	桐見川支川	高岡郡越知町桐見川	H29. 2.24	R3. 8.20					土石流
403-35-219 a	桐見谷川(1)	高岡郡越知町桐見川	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			土石流
403-35-219 b	桐見谷川(2)	高岡郡越知町桐見川	R3. 8.20			R3. 8.20			土石流
403-35-220	横倉川(1)	高岡郡越知町越知	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流
403-35-221	横倉川(2)	高岡郡越知町越知	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流
403-35-222	中の谷川	高岡郡越知町横畠南	H29. 2.24	R4. 3.11		R3. 8.20			土石流
403-35-223 a	北谷川(1)	高岡郡越知町越知	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流
403-35-223 b	北谷川(2)	高岡郡越知町越知	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流
403-35-224	青漬谷川	高岡郡越知町越知	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流

403-35-225	カラ谷川(5)	高岡郡越知町野老山	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			土石流
403-35-501	大田石谷川(2)	高岡郡越知町越知	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流
403-36-001	谷の内川(4)	高岡郡越知町片岡	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流
403-36-002	カラ谷川(6)	高岡郡越知町鎌井田本村	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流
403-36-201	古落谷川	高岡郡越知町黒瀬	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			土石流
403-36-202	谷の内川(5)	高岡郡越知町片岡	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流
403-36-203	谷の内川(6)	高岡郡越知町片岡	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流
403-36-204 a	谷の内川(7)	高岡郡越知町片岡	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流
403-36-204 b	谷の内川(8)	高岡郡越知町片岡	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流
403-36-204 c	谷の内川(9)	高岡郡越知町片岡	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流
403-36-205	谷屋敷谷川	高岡郡越知町片岡	H29. 2.24						土石流
403-36-206	梶ノ瀬川及び支川	高岡郡越知町南片岡	H29. 2.24						土石流
403-36-207	梶ノ瀬谷川	高岡郡越知町南片岡	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流
403-36-208	天神谷川及び支川	高岡郡越知町鎌井田本村	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流
403-36-209	越知甲川	高岡郡越知町越知	H29. 2.24			R3. 8.20			土石流
403-48-001	小日浦谷川	高岡郡越知町南ノ川	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			土石流
403-48-002	大屋敷谷川	高岡郡越知町南ノ川	H29. 2.24	R3. 8.20					土石流
403-48-201	佐之国耕谷川	高岡郡越知町佐之国	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			土石流
403-48-202	南ノ川耕川	高岡郡越知町南ノ川	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			土石流
403-48-203	小谷谷川	高岡郡越知町長者	H29. 2.24	R3. 8.20					土石流
403-99-001	宮谷川支川	高岡郡越知町鎌井田	R3. 8.20			R3. 8.20			土石流
I-2345	稲村(1)	高岡郡越知町横畠北	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地の崩壊
I-2346	稲村(2)	高岡郡越知町横畠北	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地の崩壊
I-2347	日ノ浦(1)	高岡郡越知町鎌井田日ノ浦	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地の崩壊
I-2348	清助	高岡郡越知町鎌井田清助	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地の崩壊
I-2349	桐ノ峠(1)	高岡郡越知町鎌井田桑藪	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地の崩壊
I-2350	桑藪(1)	高岡郡越知町鎌井田桑藪	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地の崩壊
I-2351	桑藪(2)	高岡郡越知町鎌井田桑藪	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地の崩壊
I-2352	谷ノ内(3)	高岡郡越知町片岡	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地の崩壊
I-2353	黒石	高岡郡越知町鎌井田本村	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地の崩壊

I-2354	片岡(1)	高岡郡越知町片岡	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2355	片岡(2)	高岡郡越知町片岡	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2356	片岡(3)	高岡郡越知町片岡	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2357	黒瀬(1)	高岡郡越知町黒瀬	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2358	黒瀬(2)	高岡郡越知町黒瀬	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2359	宮ヶ奈呂	高岡郡越知町黒瀬	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2360	野老山本村 (1)	高岡郡越知町野老山	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2361	野老山本村 (2)	高岡郡越知町野老山	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2362	八ヶ窪(1)	高岡郡越知町野老山	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2363	熊秋(1)	高岡郡越知町野老山	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2364	深瀬	高岡郡越知町横畠北	H29. 2.24	R3. 8.20					急傾斜地 の崩壊
I-2365	筏津	高岡郡越知町横畠北	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2366	船戸	高岡郡越知町野老山	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2367	薬師堂	高岡郡越知町横畠中	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2368	八頭	高岡郡越知町横畠中	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2369	栗の木	高岡郡越知町横畠中	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2370	袖野(1)	高岡郡越知町横畠中	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2371	鎌井田(1)	高岡郡越知町鎌井田 本村	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2372	浅尾	高岡郡越知町浅尾	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2373	南片岡(1)	高岡郡越知町南片岡	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2374	中村	高岡郡越知町野老山	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2375	八ヶ窪(2)	高岡郡越知町野老山	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2376	市ヶ谷(1)	高岡郡越知町野老山	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2377	倉良	高岡郡越知町野老山	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2378	頭白	高岡郡越知町野老山	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2379	袖ノ木(1)	高岡郡越知町横畠南	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2380	袖ノ木(2)	高岡郡越知町横畠南	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2381	後山	高岡郡越知町横畠南	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2382	榎ノ森	高岡郡越知町横畠東	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2383	堂ノ岡	高岡郡越知町横畠東	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊

I-2384	横島本村(1)	高岡郡越知町横島東	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2385	宮地下(1)	高岡郡越知町宮地	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2386	宮地下(2)	高岡郡越知町宮地	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2387	楠神(1)	高岡郡越知町越知丁	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2388	小浜	高岡郡越知町横島南	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2389	今成	高岡郡越知町今成	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2390	柴尾	高岡郡越知町柴尾	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2391	茶ヶ芝	高岡郡越知町五味	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2392	文徳(1)	高岡郡越知町越知丙	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2393	横倉	高岡郡越知町越知丙	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2394	小森	高岡郡越知町越知甲	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2395	南裏街	高岡郡越知町越知甲	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2396	内野	高岡郡越知町大平	H31. 3. 8	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2397	上流	高岡郡越知町五味	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2398	五味	高岡郡越知町五味	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2399	遊行寺	高岡郡越知町越知乙	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2400	引地	高岡郡越知町越知甲	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2401	栃の木(1)	高岡郡越知町大平	H31. 3. 8	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2402	島(1)	高岡郡越知町中大平	H31. 3. 8	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2403	中畑	高岡郡越知町中大平	H31. 3. 8	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2404	中大平(1)	高岡郡越知町中大平	H31. 3. 8	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2405	山室	高岡郡越知町山室	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2406	潰野(1)	高岡郡越知町桐見川	H31. 3. 8	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2407	越知西浦	高岡郡越知町桐見川	H31. 3. 8	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2408	下の谷	高岡郡越知町桐見川	H31. 3. 8	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2409	佐之国(1)	高岡郡越知町佐之国	H31. 3. 8	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2410	堂林(1)	高岡郡越知町長者	H31. 3. 8	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-2411	大屋敷	高岡郡越知町南ノ川	H31. 3. 8	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-4206	栃の木(2)	高岡郡越知町桐見川	H31. 3. 8	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
I-4207	大平(1)	高岡郡越知町大平	H31. 3. 8	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊

II-4776	京塚	高岡郡越知町鎌井田本村	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20		急傾斜地の崩壊
II-4777	桐ノ峠(2)	高岡郡越知町鎌井田桑藪	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20		急傾斜地の崩壊
II-4778	桑藪(3)	高岡郡越知町鎌井田桑藪	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20		急傾斜地の崩壊
II-4779	梶ヶ奈呂(1)	高岡郡越知町鎌井田本村	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20		急傾斜地の崩壊
II-4780	梶ヶ奈呂(2)	高岡郡越知町鎌井田桑藪及び鎌井田本村	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20		急傾斜地の崩壊
II-4781	谷ノ内(1)	高岡郡越知町片岡	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20		急傾斜地の崩壊
II-4782	春田	高岡郡越知町片岡	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20		急傾斜地の崩壊
II-4783	山王	高岡郡越知町片岡	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20		急傾斜地の崩壊
II-4784	野地	高岡郡越知町片岡	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20		急傾斜地の崩壊
II-4785	谷ノ内(4)	高岡郡越知町片岡	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20		急傾斜地の崩壊
II-4786	谷ノ内(2)	高岡郡越知町片岡	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20		急傾斜地の崩壊
II-4787	ユズノ	高岡郡越知町横畠北	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20		急傾斜地の崩壊
II-4788	中立野	高岡郡越知町横畠北	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20		急傾斜地の崩壊
II-4789	中屋敷	高岡郡越知町鎌井田日ノ浦	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20		急傾斜地の崩壊
II-4790	双子(1)	高岡郡越知町鎌井田日ノ浦	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20		急傾斜地の崩壊
II-4791	鳥首(1)	高岡郡越知町鎌井田日ノ浦及び鎌井田本村	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20		急傾斜地の崩壊
II-4792	鳥首(2)	高岡郡越知町鎌井田日ノ浦	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20		急傾斜地の崩壊
II-4793	日ノ浦(2)	高岡郡越知町鎌井田日ノ浦	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20		急傾斜地の崩壊
II-4794	双子(2)	高岡郡越知町鎌井田日ノ浦	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20		急傾斜地の崩壊
II-4795	山首	高岡郡越知町鎌井田本村	H29. 2.24		R3. 8.20			急傾斜地の崩壊
II-4796	小屋の谷	高岡郡越知町鎌井田本村	H29. 2.24		R3. 8.20			急傾斜地の崩壊
II-4797	杉ノ藪	高岡郡越知町鎌井田本村	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20		急傾斜地の崩壊
II-4798	仲川内	高岡郡越知町鎌井田本村	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20		急傾斜地の崩壊
II-4799	貝添	高岡郡越知町片岡	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20		急傾斜地の崩壊
II-4800	谷屋敷	高岡郡越知町片岡	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20		急傾斜地の崩壊
II-4801	片岡(4)	高岡郡越知町片岡	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20		急傾斜地の崩壊
II-4802	黒瀬(3)	高岡郡越知町黒瀬	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20		急傾斜地の崩壊
II-4803	加枝ヶ谷	高岡郡越知町野老山	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20		急傾斜地の崩壊
II-4804	野老山	高岡郡越知町野老山	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20		急傾斜地の崩壊
II-4805	熊秋(2)	高岡郡越知町野老山	H29.	R3.		R3.		急傾斜地

			2.24	8.20		8.20			の崩壊
II-4806	野老山本村(3)	高岡郡越知町野老山	H29.2.24	R3.8.20		R3.8.20			急傾斜地の崩壊
II-4807	熊秋(3)	高岡郡越知町野老山	H29.2.24	R3.8.20		R3.8.20			急傾斜地の崩壊
II-4808	熊秋(4)	高岡郡越知町野老山	H29.2.24	R3.8.20		R3.8.20			急傾斜地の崩壊
II-4809	上深瀬	高岡郡越知町横島北	H29.2.24	R3.8.20		R3.8.20			急傾斜地の崩壊
II-4810	舟戸	高岡郡越知町野老山	H29.2.24	R3.8.20		R3.8.20			急傾斜地の崩壊
II-4811	柚ノ木(3)	高岡郡越知町横島南	H29.2.24	R3.8.20		R3.8.20			急傾斜地の崩壊
II-4812	袖野(2)	高岡郡越知町横島中	H29.2.24	R3.8.20		R3.8.20			急傾斜地の崩壊
II-4813	鎌井田(2)	高岡郡越知町鎌井田本村	H29.2.24	R3.8.20		R3.8.20			急傾斜地の崩壊
II-4814	日ノ瀬	高岡郡越知町鎌井田本村	H29.2.24	R3.8.20		R3.8.20			急傾斜地の崩壊
II-4815	棒ノ頭	高岡郡越知町南片岡	H29.2.24	R3.8.20		R3.8.20			急傾斜地の崩壊
II-4816	栲ノ瀬(1)	高岡郡越知町南片岡	H29.2.24	R3.8.20		R3.8.20			急傾斜地の崩壊
II-4817	栲ノ瀬(2)	高岡郡越知町南片岡	H29.2.24	R3.8.20		R3.8.20			急傾斜地の崩壊
II-4818	南片岡(2)	高岡郡越知町南片岡	H29.2.24	R3.8.20		R3.8.20			急傾斜地の崩壊
II-4819	楮木	高岡郡越知町南片岡	H29.2.24	R3.8.20		R3.8.20			急傾斜地の崩壊
II-4820	鶉ノ林	高岡郡越知町黒瀬	H29.2.24	R3.8.20		R3.8.20			急傾斜地の崩壊
II-4821	市ヶ谷(2)	高岡郡越知町野老山	H29.2.24	R3.8.20		R3.8.20			急傾斜地の崩壊
II-4822	青潰	高岡郡越知町越知丁	H29.2.24	R3.8.20		R3.8.20			急傾斜地の崩壊
II-4823	楠神(2)	高岡郡越知町越知丁	H29.2.24	R3.8.20		R3.8.20			急傾斜地の崩壊
II-4824	横島本村(2)	高岡郡越知町横島東	H29.2.24	R3.8.20		R3.8.20			急傾斜地の崩壊
II-4825	堂岡(1)	高岡郡越知町横島東	H29.2.24	R3.8.20		R3.8.20			急傾斜地の崩壊
II-4826	堂岡(2)	高岡郡越知町横島東	H29.2.24	R3.8.20		R3.8.20			急傾斜地の崩壊
II-4827	神母谷	高岡郡越知町宮地	H31.3.8	R3.8.20		R3.8.20			急傾斜地の崩壊
II-4828	楠神(3)	高岡郡越知町越知丁	H31.3.8	R3.8.20		R3.8.20			急傾斜地の崩壊
II-4829	横倉(2)	高岡郡越知町越知丙	H31.3.8	R3.8.20		R3.8.20			急傾斜地の崩壊
II-4830	宮地上	高岡郡越知町柴尾及び宮地	H31.3.8	R3.8.20		R3.8.20			急傾斜地の崩壊
II-4831	柴尾(2)	高岡郡越知町柴尾	H31.3.8	R3.8.20		R3.8.20			急傾斜地の崩壊
II-4832	横倉(3)	高岡郡越知町越知丙	H31.3.8	R3.8.20		R3.8.20			急傾斜地の崩壊
II-4833	南裏街(2)	高岡郡越知町越知甲	H31.3.8	R3.8.20		R3.8.20			急傾斜地の崩壊
II-4834	南裏街(3)	高岡郡越知町越知甲	H31.3.8	R3.8.20		R3.8.20			急傾斜地の崩壊

Ⅱ-4835	女川	高岡郡佐川町楠原及び越知町越知甲	H31. 3. 8	R3. 8.20	R3. 8.20			急傾斜地の崩壊	佐川町とYR重複
Ⅱ-4836	大平(2)	高岡郡越知町大平	H31. 3. 8	R3. 8.20	R3. 8.20			急傾斜地の崩壊	
Ⅱ-4837	市山	高岡郡越知町五味	H31. 3. 8	R3. 8.20	R3. 8.20			急傾斜地の崩壊	
Ⅱ-4838	白石	高岡郡越知町五味	H31. 3. 8	R3. 8.20	R3. 8.20			急傾斜地の崩壊	
Ⅱ-4839	五味(2)	高岡郡越知町五味	H31. 3. 8	R3. 8.20	R3. 8.20			急傾斜地の崩壊	
Ⅱ-4840	深田(1)	高岡郡越知町五味	H31. 3. 8	R3. 8.20	R3. 8.20			急傾斜地の崩壊	
Ⅱ-4841	深田(2)	高岡郡越知町五味	H31. 3. 8	R3. 8.20	R3. 8.20			急傾斜地の崩壊	
Ⅱ-4842	五味(3)	高岡郡越知町五味	H31. 3. 8	R3. 8.20	R3. 8.20			急傾斜地の崩壊	
Ⅱ-4843	松坂	高岡郡越知町越知乙	H31. 3. 8	R3. 8.20	R3. 8.20			急傾斜地の崩壊	
Ⅱ-4844	遊行寺(2)	高岡郡越知町越知乙	H31. 3. 8	R3. 8.20	R3. 8.20			急傾斜地の崩壊	
Ⅱ-4845	2区	高岡郡越知町越知甲	H31. 3. 8	R3. 8.20	R3. 8.20			急傾斜地の崩壊	
Ⅱ-4846	中峰(1)	高岡郡越知町桐見川	H31. 3. 8	R3. 8.20	R3. 8.20			急傾斜地の崩壊	
Ⅱ-4847	中峰(2)	高岡郡越知町桐見川	H31. 3. 8	R3. 8.20	R3. 8.20			急傾斜地の崩壊	
Ⅱ-4848	大平(3)	高岡郡越知町大平	H31. 3. 8	R3. 8.20	R3. 8.20			急傾斜地の崩壊	
Ⅱ-4850	甘草	高岡郡越知町大平	H31. 3. 8	R3. 8.20	R3. 8.20			急傾斜地の崩壊	
Ⅱ-4852	島(2)	高岡郡越知町中大平	H31. 3. 8	R3. 8.20	R3. 8.20			急傾斜地の崩壊	
Ⅱ-4853	中大平(2)	高岡郡越知町中大平	H31. 3. 8	R3. 8.20	R3. 8.20			急傾斜地の崩壊	
Ⅱ-4854	山室(2)	高岡郡越知町山室	H31. 3. 8	R3. 8.20	R3. 8.20			急傾斜地の崩壊	
Ⅱ-4855	山室(3)	高岡郡越知町山室	H31. 3. 8	R3. 8.20	R3. 8.20			急傾斜地の崩壊	
Ⅱ-4856	田代	高岡郡越知町桐見川	H31. 3. 8	R3. 8.20	R3. 8.20			急傾斜地の崩壊	
Ⅱ-4857	西浦(1)	高岡郡越知町桐見川	H31. 3. 8	R3. 8.20	R3. 8.20			急傾斜地の崩壊	
Ⅱ-4858	西浦(2)	高岡郡越知町桐見川	H31. 3. 8	R3. 8.20	R3. 8.20			急傾斜地の崩壊	
Ⅱ-4859	潰野(2)	高岡郡越知町桐見川	H31. 3. 8	R3. 8.20	R3. 8.20			急傾斜地の崩壊	
Ⅱ-4860	佐之国(2)	高岡郡越知町佐之国	H31. 3. 8	R3. 8.20	R3. 8.20			急傾斜地の崩壊	
Ⅱ-4861	長者	高岡郡越知町長者	H31. 3. 8	R3. 8.20	R3. 8.20			急傾斜地の崩壊	
Ⅱ-4862	堂林(2)	高岡郡越知町長者	H31. 3. 8	R3. 8.20	R3. 8.20			急傾斜地の崩壊	
Ⅱ-4863	南ノ川(1)	高岡郡越知町南ノ川	H31. 3. 8	R3. 8.20	R3. 8.20			急傾斜地の崩壊	
Ⅱ-4864	南ノ川(2)	高岡郡越知町南ノ川	H31. 3. 8	R3. 8.20	R3. 8.20			急傾斜地の崩壊	
Ⅱ-4865	南ノ川(3)	高岡郡越知町南ノ川	H31. 3. 8	R3. 8.20	R3. 8.20			急傾斜地の崩壊	
Ⅱ-4866	小日浦(1)	高岡郡越知町南ノ川	H31. 3. 8	R3. 8.20	R3. 8.20			急傾斜地の崩壊	

Ⅱ-4867	小日浦(2)	高岡郡越知町南ノ川	H31. 3. 8	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
Ⅱ-4868	小日浦(3)	高岡郡越知町南ノ川	H31. 3. 8	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
Ⅲ-255	文徳(2)	高岡郡越知町越知丙	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
Ⅲ-256	12区	高岡郡越知町越知乙	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
Ⅲ-257	西町	高岡郡越知町越知甲	H29. 2.24	R3. 8.20		R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
Ⅳ- 403001	下の谷(2)	高岡郡越知町佐之国	R3. 8.20			R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
Ⅳ- 403002	潰野(3)	高岡郡越知町桐見川	R3. 8.20			R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
Ⅳ- 403003	佐之国(3)	高岡郡越知町佐之国	R3. 8.20			R3. 8.20			急傾斜地 の崩壊
115	谷ノ内	高岡郡越知町谷ノ内	R元. 9. 6						地すべり
119	中峰	高岡郡越知町桐見川	R元. 9. 6						地すべり
120	西浦	高岡郡越知町西浦	R元. 9. 6						地すべり
121	田代	高岡郡越知町田代	R元. 9. 6						地すべり
122	楠神	高岡郡越知町楠神	R元. 9. 6						地すべり
123	野老山	高岡郡越知町野老山	R元. 9. 6						地すべり
175	横島	高岡郡越知町横島南	R元. 9. 6						地すべり
176	中大平	高岡郡越知町中大平	R元. 9. 6						地すべり
179	柚ノ木	高岡郡越知町柚の木	R元. 9. 6						地すべり
10(N)	稲村(N)	高岡郡越知町横島北	R元. 9. 6						地すべり
403-18 (N)	栗の木(N)	高岡郡越知町横島中 栗の木	R3. 8.20						地すべり
403-2 (R)	上の峠(R)	高岡郡越知町上の峠	R3. 8.20						地すべり

## 資料 21 ため池危険箇所

区分 農業用 ため池名	位置	満水面積 (㎡)	貯水量 (m <sup>3</sup> )	水深 (m)	備考
築池	越知町柴尾	800	1,200	1.5	水田及び 防火用
奥池	越知町野老山	1,200	4,000	4.2	水田用
下池	越知町野老山	600	1,200	2	水田用
清水池	越知町横畠中	440	880	2	水田用

資料 越知町

## 資料 22 県が定める重要水防箇所

沿岸名	河川名	所轄 土木 事務所名	責 任 市 町 村 名	危 険 区 域		特 に 危 険 な 場 所 及 び 対 策					溢流・決壊等を予想した被害				避難場所
				左岸 右岸	延長 (m)	左岸 右岸	延長 (m)	箇所名	予 想 さ れる 危 険 状 況	水 防 工 法	公 共 施 設	一 般 戸 数	人 口 (人)	敷 地 (ha)	
仁淀川	日下川	越知	佐川町	左右	2,600 2,600	左右	2,400 2,400	佐川町加茂 ～日高村界	欠 溢 壊 水	土俵積	2	200	800	12	町が指示 する場所
仁淀川	長竹川	越知	佐川町	左右	2,450 2,450	左右	2,000 2,000	佐川町長竹 ～日下川合 流点	欠 溢 壊 水	土俵積	1	30	120	12	町が指示 する場所
仁淀川	柳瀬川	越知	佐川町	左右	17,200 17,200	左右	6,100 6,100	佐川町八重 栗～越知町 仁淀川合流点	欠 溢 壊 水	土俵積	2	60	240	54	町が指示 する場所
仁淀川	中野川	越知	佐川町	左右	5,000 5,000	左右	3,450 3,450	佐川町二ツ 野～柳瀬川 合流点	欠 溢 壊 水	土俵積	0	15	60	12	町が指示 する場所
仁淀川	立野川	越知	佐川町	左右	3,342 3,342	左右	3,000 3,000	佐川町上川 内ヶ谷～柳 瀬川合流点	溢 水	土俵積	1	100	300	24	町が指示 する場所
仁淀川	春日川	越知	佐川町	左右	5,970 5,970	左右	4,500 4,500	佐川町兎田 ～下山	溢 水	土俵積	5	2,000	6,000	27	町が指示 する場所
仁淀川	古用池川	越知	佐川町	左右	1,300 1,300	左右	1,250 1,250	佐川町鉢ヶ 森～春日川 合流点	欠 溢 壊 水	土俵積	1	30	120	10	町が指示 する場所
仁淀川	斗賀野川	越知	佐川町	左右	3,600 3,600	左右	3,000 3,000	佐川町入寺 山～室原	溢 水	土俵積	2	300	900	60	町が指示 する場所
仁淀川	伏尾川	越知	佐川町	左右	2,108 2,108	左右	2,108 2,108	佐川町中組 ～斗賀野川 合流点	欠 溢 壊 水	土俵積	1	60	240	13	町が指示 する場所
仁淀川	西山川	越知	佐川町	左右	2,007 2,007	左右	2,007 2,007	佐川町西山 耕～柳瀬川 合流点	欠 壊	土俵積	0	20	80	16	町が指示 する場所

沿岸名	河川名	所轄 土木 事務所名	責 任 市 町 村 名	危 険 区 域		特 に 危 険 な 場 所 及 び 対 策					溢流・決壊等を予想した被害				避難場所
				左岸 右岸	延長 (m)	左岸 右岸	延長 (m)	箇所名	予 想 さ れ る 危 険 状 況	水 工 防 法	公 共 施 設	一 般 戸 数	人 口 (人)	敷 地 (ha)	
仁淀川	坂折川	越知	越知町	左右	12,240 12,240	左右	3,500 3,500	越知町五味 ～仁淀川合 流点	欠 壊	土俵積	1	40	160	28	町が指示 する場所
仁淀川	大溝川	越知	越知町	左右	1,700 1,700	左右	1,700 1,700	越知町遊行 寺～文徳	溢 水	土俵積	0	20	80	8	町が指示 する場所
仁淀川	土居川	越知	仁淀川町	左右	15,000 15,000	左右	7,100 7,100	仁淀川町岩 丸～下土居 仁淀川町川 口～長屋	欠 壊 溢 水	土俵積	3	120	480	28	町が指示 する場所
仁淀川	小郷川	越知	仁淀川町	左右	2,600 2,600	左右	2,000 2,000	仁淀川町坂 本～本村	欠 壊 溢 水	土俵積	1	20	80	8	町が指示 する場所
仁淀川	安居川	越知	仁淀川町	左右	10,000 10,000	左右	2,000 2,000	仁淀川町入 江谷～上河 原	欠 壊 溢 水	土俵積	1	30	120	42	町が指示 する場所
仁淀川	狩山川	越知	仁淀川町	左右	3,600 3,600	左右	1,000 1,000	仁淀川町日 浦～上河原	欠 壊 溢 水	土俵積	1	20	80	6	町が指示 する場所
仁淀川	中津川	越知	仁淀川町	左右	6,350 6,350	左右	6,000 6,000	仁淀川町 上名野川～ 名野川	欠 壊 溢 水	土俵積	2	30	120	18	町が指示 する場所
仁淀川	長者川	越知	仁淀川町	左右	12,400 12,400	左右	8,000 8,000	仁淀川町大 植～森	欠 壊 溢 水	土俵積	3	120	480	24	町が指示 する場所
仁淀川	仁淀川	越知	越知町	左右	37,000 37,000	左右	9,300 9,300	越知町筏津 ～横畠	欠 壊 溢 水	土俵積	0	60	240	55	町が指示 する場所
仁淀川	宇治谷川	越知	佐川町	左右	700 700	左右	600 600	佐川町加茂 ～日下川合 流点	欠 壊 溢 水	土俵積	1	15	50	6	町が指示 する場所

沿岸名	河川名	所轄 土木 事務所名	責 任 市 町 村 名	危 険 区 域		特 に 危 険 な 場 所 及 び 対 策					溢流・決壊等を予想した被害				避難場所
				左岸 右岸	延長 (m)	左岸 右岸	延長 (m)	箇所名	予 想 さ れ る 危 険 状 況	水 工 防 法	公 共 施 設	一 般 戸 数	人 口 (人)	敷 地 (ha)	
仁淀川	上八川川	越知	越知町	右	1,600	右	1,600	越知町宮ヶ 奈呂～仁淀 川合流点	溢水	土俵積	1	10	40	2	町が指示 する場所
仁淀川	谷の内川	越知	越知町	左右	500 500	左右	200 200	越知町片岡 ～仁淀川合 流点	欠溢 壊水	土俵積	2	45	140	5	町が指示 する場所
仁淀川	宮谷川	越知	越知町	左右	800 800	左右	400 400	越知町鎌井 田	欠溢 壊水	土俵積	3	60	180	7	町が指示 する場所
仁淀川	寺野川	越知	佐川町	左右	1,000 1,000	左右	300 300	佐川町黒原 ～柳瀬川合 流点	欠溢 壊水	土俵積	1	10	30	2	町が指示 する場所
仁淀川	山本川	越知	佐川町	左右	1,680 1,680	左右	1,200 1,200	佐川町黒原 ～柳瀬川合 流点	欠溢 壊水	土俵積	1	10	40	7	町が指示 する場所
仁淀川	隠里川	越知	佐川町	左右	250 250	左右	250 250	佐川町永野 ～春日川合 流点	欠溢 壊水	土俵積	0	5	15	1	町が指示 する場所
仁淀川	桂川	越知	佐川町	左右	1,500 1,500	左右	1,000 1,000	佐川町桂～ 柳瀬川合流 点	欠溢 壊水	土俵積	0	10	30	4	町が指示 する場所
仁淀川	角口川	越知	佐川町	左右	1,500 1,500	左右	1,000 1,000	佐川町中組 ～伏尾川合 流点	欠溢 壊水	土俵積	1	15	40	4	町が指示 する場所
仁淀川	幸田川	越知	佐川町	左右	1,100 1,100	左右	300 300	佐川町東組 ～斗賀野川 合流点	欠溢 壊水	土俵積	0	5	15	1	町が指示 する場所
仁淀川	安岡川	越知	佐川町	左右	1,200 1,200	左右	300 300	佐川町中組 ～斗賀野川 合流点	欠溢 壊水	土俵積	0	5	20	1	町が指示 する場所
仁淀川	穴岩川	越知	佐川町	左右	1,470 1,470	左右	200 200	佐川町西山 耕～西山川 合流点	欠溢 壊水	土俵積	1	0	0	1	町が指示 する場所

沿岸名	河川名	所轄 土木 事務所名	責 任 市 町 村 名	危 険 区 域		特 に 危 険 な 場 所 及 び 対 策					溢流・決壊等を予想した被害				避難場所
				左岸 右岸	延長 (m)	左岸 右岸	延長 (m)	箇所名	予 想 さ れ る 危 険 状 況	水 工 防 法	公 共 施 設	一 般 戸 数	人 口 (人)	敷 地 (ha)	
仁淀川	吉 広 郷 川	越知	佐 川 町	左 右	820 820	左 右	200 200	佐川町西山 耕～西山川 合流点	欠 溢 壊 水	土俵積	0	2	5	1	町が指示 する場所
仁淀川	斗賀野西山川	越知	佐 川 町	左 右	1,000 1,000	左 右	1,000 1,000	佐川町西山 組～西山川 合流点	欠 溢 壊 水	土俵積	1	5	15	2	町が指示 する場所
仁淀川	古 畑 川	越知	佐 川 町	左 右	1,280 1,280	左 右	300 300	佐川町古畑 ～柳瀬川合 流点	欠 溢 壊 水	土俵積	1	10	35	1	町が指示 する場所
仁淀川	久 万 目 川	越知	越 知 町	左 右	1,400 1,400	左 右	1,200 1,200	越知町越知 ～仁淀川合 流点	欠 溢 壊 水	土俵積	0	0	0	5	町が指示 する場所
仁淀川	梅 の 木 川	越知	越 知 町	左 右	400 400	左 右	400 400	越知町越知 ～仁淀川合 流点	欠 溢 壊 水	土俵積	1	10	40	1	町が指示 する場所
仁淀川	大 樽 谷 川	越知	越 知 町	左 右	2,200 2,200	左 右	800 800	越知町山室 ～坂折川合 流点	欠 溢 壊 水	土俵積	0	5	10	1	町が指示 する場所
仁淀川	佐 之 国 川	越知	越 知 町	左 右	450 450	左 右	450 450	越知町佐之 国～坂折川 合流点	欠 溢 壊 水	土俵積	0	0	0	1	町が指示 する場所
仁淀川	桐 見 川	越知	越 知 町	左 右	750 750	左 右	750 750	越知町桐見 川～坂折川 合流点	欠 溢 壊 水	土俵積	1	5	15	1	町が指示 する場所
仁淀川	南 の 川	越知	越 知 町	左 右	1,400 1,400	左 右	300 300	越知町南の 川	欠 溢 壊 水	土俵積	1	5	15	1	町が指示 する場所
仁淀川	相 の 谷 川	越知	仁 淀 川 町	左 右	650 650	左 右	650 650	仁淀川町 竹ノ谷～小 郷川合流点	欠 溢 壊 水	土俵積	0	2	6	1	町が指示 する場所
仁淀川	大 野 椿 山 川	越知	仁 淀 川 町	左 右	4,700 4,700	左 右	1,000 1,000	仁淀川町椿 山	欠 溢 壊 水	土俵積	1	10	40	6	町が指示 する場所

沿岸名	河川名	所轄 土木 事務所名	責任市 町村名	危険区域		特に危険な場所及び対策					溢流・決壊等を予想した被害				避難場所
				左岸 右岸	延長 (m)	左岸 右岸	延長 (m)	箇所名	予想さ れる危 険状況	水工 防法	公共 施設	一般 戸数	人口 (人)	敷地 (ha)	
仁淀川	北川	越知	仁淀川町	左右	750 750	左右	750 750	仁淀川町北 川～中津川 合流点	欠溢 壊水	土俵積	1	5	10	1	町が指示 する場所
仁淀川	岩屋川	越知	仁淀川町	左右	4,700 4,700	左右	1,000 1,000	仁淀川町別 枝～仁淀川 合流点	欠溢 壊水	土俵積	1	10	35	4	町が指示 する場所

## 資料 23 防災関係機関連絡先

### 1 町

機関名	所在地	電話番号
越知町役場（危機管理課）	越知町越知甲 1970	0889-26-1231
保健福祉センター	越知町越知甲 2457	0889-26-3221
<u>越知町民会館</u>	越知町越知甲 2562	<u>0889-26-3400</u>

### 2 県

機関名	所在地	電話番号
高知県庁	高知市丸ノ内 1-2-20	088-823-1111
県危機管理部危機管理・防災課	高知市丸ノ内 1-2-20	088-823-9320
県危機管理部南海トラフ地震対策課	高知市丸ノ内 1-2-20	088-823-9798
県危機管理部消防政策課	高知市丸ノ内 1-2-20	088-823-9318
県土木部河川課	高知市丸ノ内 1-2-20	088-823-9841
県土木部防災砂防課	高知市丸ノ内 1-2-20	088-823-9845
<u>県子ども・福祉政策部地域福祉政策課</u>	高知市丸ノ内 1-2-20	088-823-9090
<u>県保健政策課</u>	高知市丸ノ内 1-2-20	088-823-9667
県消防航空隊	南国市物部高知竜馬空港内	088-864-3890
中央西福祉保健所 <u>(保健医療調整中央西支部)</u>	高岡郡佐川町甲 1243-4	0889-22-1240
中央西農業振興センター	土佐市高岡町乙 3229	088-852-1281
中央西土木事務所越知事務所	越知町越知甲 2228-1	0889-26-1161
高知県警察本部	高知市丸ノ内 2-4-30	088-826-0110
佐川警察署	高岡郡佐川町丙 3555	0889-22-0110
佐川警察署越知駐在所	越知甲 2256-3	0889-26-1109

### 3 自衛隊

機関名	所在地	電話番号
自衛隊高知地方協力本部	高知市栄田町 2-2-10 高知よさこい 咲都合同調査 8F	088-822-6128
陸上自衛隊第 50 普通科連隊	香南市香我美町上分字坂川 3390	0887-55-3171

#### 4 指定公共機関

機関名	所在地	電話番号
西日本電信電話(株)高知支店	高知市帯屋町 2-5-11	088-821-3466
(株)NTT ドコモ四国支社	高松市天神前 9 番 1 号 ドコモ四国ビル	087-832-2380
KDDI (株)高松テクニカルセンター	高松市三谷町字東尾 121-1	087-840-1068
日本郵便(株)越知郵便局	越知町越知甲 1500	0889-26-1150
日本郵便(株)大桐郵便局	越知町中大平 2072-8	0889-26-0250
日本銀行高知支店	高知市本町 3-3-43	088-822-0001
日本赤十字社高知県支部	高知市丸ノ内 1-7-45 総合あんしんセンター 1 階	088-872-6295
日本放送協会高知放送局	高知市本町 3-3-12	088-823-2300
西日本高速道路(株)四国支社高知高速道路事務所	南国市領石 924-34	088-862-1116
四国旅客鉄道(株)	香川県高松市浜ノ町 8-33	087-825-1626
四国電力(株)高知支店 <u>(四国電力(株)送配電カンパニー中村支社須崎事業所)</u>	高知市本町4-1-11 <u>(須崎市池ノ内1315-8)</u>	088-822-9211 <u>( 088-826-8337 )</u>

#### 5 指定地方公共機関

機関名	所在地	電話番号
(一社) 高知県LPガス協会	高知市大原町 80-2	088-805-1622
(株)高知放送	高知市本町 3-2-15	088-822-2111
(株)テレビ高知	高知市北本町 3-4-27	088-880-1111
高知さんさんテレビ(株)	高知市若松町 10-11	088-880-0033
(株)エフエム高知	高知市鷹匠町 2-1-5	088-872-1100
(一社) 高知県バス協会	高知市大津乙 1879-9	088-866-0505
(一社) 高知県トラック協会	高知市南ノ丸町 5-17	088-832-3499
(一社) 高知県医師会	高知市丸の内 1-7-45 総合あんしんセンター4F	088-824-8366
(一社) 高知県歯科医師会	高知市丸の内 1-7-45 総合あんしんセンター2F	088-824-3400
(公社) 高知県薬剤師会	高知市丸の内 1-7-45 総合あんしんセンター2F	088-873-6429
(公社) 高知県看護協会	高知県高知市朝倉己 825 番地 5	088-844-0678

## 6 公共的団体その他防災上重要な施設

機関名	所在地	電話番号
越知町商工会	越知甲 1947-6	0889-26-1181
(社福)越知町社会福祉協議会	越知甲 2457	0889-26-1149
JA 越知支所	高知県高岡郡越知町越知甲 2387	0889-26-1141
JA 越知支所横畠西事業所	高知県高岡郡越知町横畠中 3091	0889-26-2685
(一社)高知県建設業協会高吾北支部	越知町越知甲 2158	0889-26-0516

## 7 指定地方行政機関

機関名	所在地	電話番号
四国管区警察局	高松市中野町 19-7	087-833-2111
四国財務局高知財務事務所	高知市栄田町 2-2-10 号高知よさこい 咲都合同庁舎 9F	088-822-9177
四国厚生支局高知事務所	高知市本町 1-1-3 朝日生命高知本町ビル 9F	088-826-3116
中四国農政局高知高知地域センター	高知市本町 4-3-41 高知地方合同庁舎	088-875-7236
四国森林管理局	高知市丸ノ内 1-3-30	088-821-2210
四国経済産業局	高松市サンポート 3-33	087-811-8900
中四国産業保安監督部四国支部	高松市サンポート 3-33	087-811-8581
四国運輸局高知運輸支局本庁舎海事 関係	高知市棧橋通 5-4-55 高知港湾合同庁 舎	088-832-1175
大阪航空局高知空港事務所	高知市南国市物部	088-863-2621
高知海上保安部	高知市棧橋通 5-4-55 高知港湾合同庁 舎	088-832-7113
高知地方气象台	高知市本町 4-3-41 高知地方合同庁舎	088-822-8881
四国総合通信局	愛媛県松山市宮田町 8-5	089-936-5010
高知労働局	高知市南金田 1-39	088-885-6021
四国地方整備局高知河川国道事務所	高知市六泉寺町 96-7	088-833-0111
四国地方整備局高知河川国道事務所 仁淀川出張所	高知市春野町弘岡上 1992	088-894-2044
大渡ダム管理事務所	吾川郡仁淀川町高瀬 3815	0889-32-2120
四国地方整備局土佐国道事務所	高知市江陽町 2-2	088-884-0359
四国地方整備局土佐国道事務所 高知国道維持出張所	高知市朝倉戊 1363-1	088-843-6603

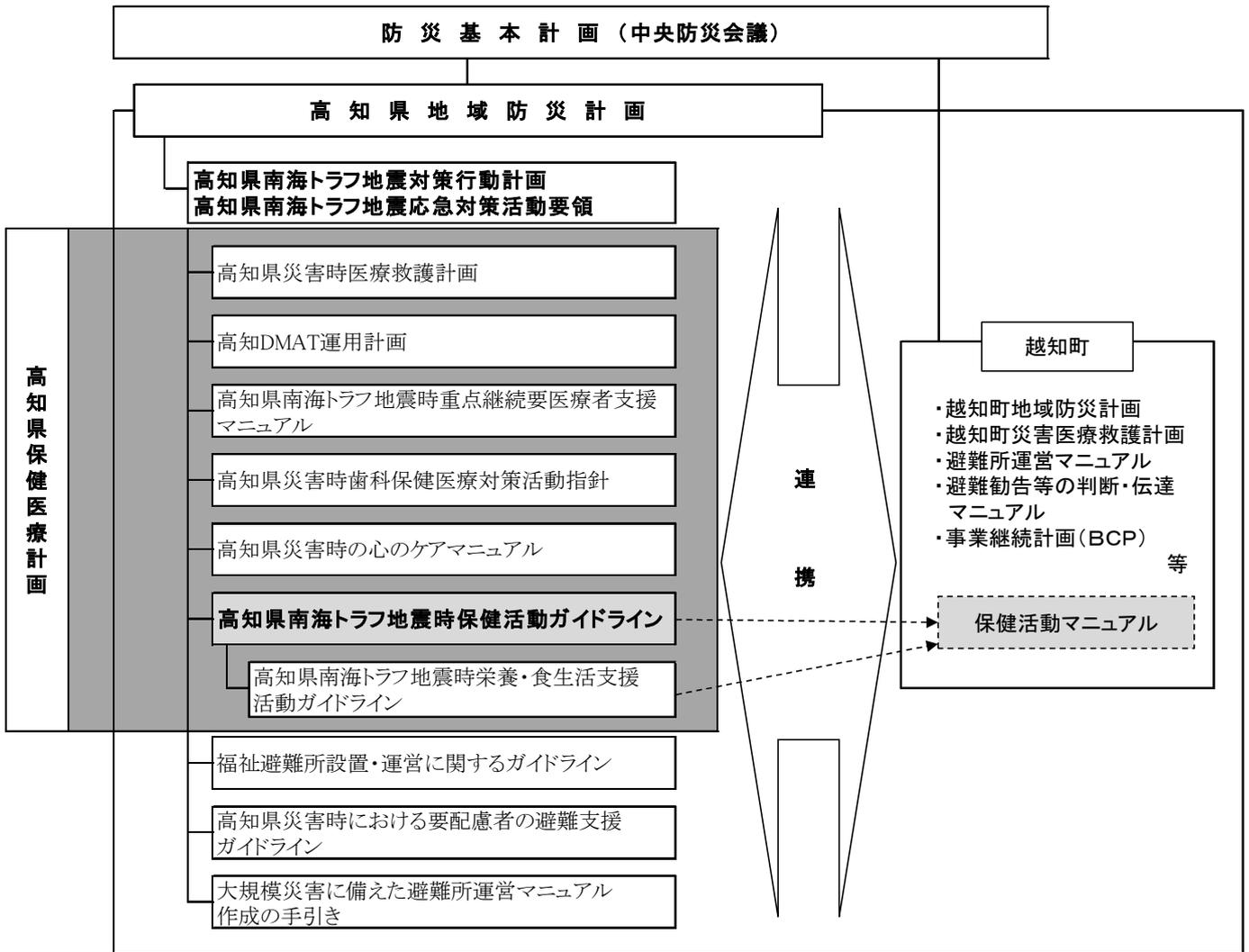
## 資料 24 高知県内火葬場一覽

斎場名	所在地	電話	F A X	火葬 炉数	平時 可能 火葬数	最大 可能 火葬数
土佐清水市斎場	高知県土佐清水市浦尻 423-170	0880-82-1942	0880-82-4737	2	4	8
宿毛市斎場	高知県宿毛市山奈町芳奈 3352	0880-66-2046		2	4	6
幡多中央斎場	高知県幡多郡黒潮町出口 2771-2	0880-43-0077	0880-43-0088	3	8	12
四万十町斎場	高知県高岡郡四万十町天ノ川 158-3	0880-22-4303		2	5	7
中土佐町役場	高知県高岡郡中土佐町久礼 7111-2	0889-52-4117		2	2	4
やすらぎの丘 須崎斎場	高知県須崎市池ノ内 970-3	0889-40-0900	0889-40-0901	4	4	5
高吾苑	高知県高岡郡佐川町丙 2789-2	0889-22-4544	0889-22-0909	2	7	10
高知市斎場	高知県高知市幸崎 75	088-832-3049	088-832-3091	10 (内大型2)	20	50
嶺北斎苑	高知県土佐郡土佐町境 560	0887-82-2425	0887-82-2425	3	4	6
香南斎場	高知県香南市赤岡町 2018-1	0887-54-5550	0887-54-4664	7	12	21
安芸市火葬場	高知県安芸市西浜 2994	0887-34-0282		3	3	3
中芸広域火葬場	高知県安芸郡奈半利町乙 4579-4	0887-38-7023	0887-38-7023	2	4	6
室戸市火葬場	高知県室戸市室津 2884-1	0887-23-3018		2	4	4
東洋町斎場	高知県安芸郡東洋町野根丙 2601-3	0887-28-0828		1	2	3
計				45	83	145





# 資料 27 越知町地域防災計画と他計画等との関係



## 資料 28 土砂災害警戒避難体制の整備

### 土砂災害警戒避難体制の整備

令和 2 年 3 月 1 日

土砂災害警戒区域における、土砂災害防止対策を推進するため次の事項を定める。

- 1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達等
- 2 避難場所・避難経路
- 3 土砂災害に係る避難訓練の実施
- 4 要配慮者利用施設
- 5 救助
- 6 その他、警戒区域における警戒避難体制に関する事項

#### 1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達等

土砂災害警戒情報をはじめとする土砂災害に関する情報および予警報については、高知地方気象台及び高知県からの連絡、高知県防災砂防課のホームページ、テレビ、消防団、防災パトロール、地域住民等の情報から迅速に収集する。また、住民等に情報が確実に伝わるよう、防災行政無線（同報系）、緊急速報メール、一斉メール配信、町ホームページ、消防団による戸別伝達・防災パトロール、広報車等で迅速に伝達するとともに、住民に伝達手段をあらかじめ周知する。

#### 2 避難場所・避難経路

土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な指定緊急避難場所を選定する。避難経路については、土砂災害の危険性があるなど、避難経路として適さない区間を明示することや、土石流等のおそれがある区域から避難する際の避難方向を示すことなど、地域の実情に応じて適切に対応する。この結果は土砂災害ハザードマップに掲載する。

#### 3 土砂災害に係る避難訓練の実施

土砂災害に関する避難訓練は、毎年一回以上実施する。避難訓練にあたっては関係行政機関と連携し、情報伝達、避難誘導、避難場所開設等を行うなど実践的な避難訓練となるよう努める。また、自治会・自治防災組織や防災関係機関と連携し、訓練の指導及び支援を行うなど住民が主体となった避難訓練となるよう努める。

#### 4 要配慮者利用施設

土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称、所在地及び土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項を定める。これらの施設に対しては、早い段階からの情報提供が重要であることから、電話、メール、FAX、防災行政無線等の手段を複数組み合わせ確実に周知がなされるよう、情報伝達体制の確立に努めるものとする。また、土砂災害防止施設の整備による安全性の確保や、要配慮者の円滑な避難のための避難支援体制の充実・強化等の対策を講ずる必要があることから、これらの施設の立地条件やハード対策の状況について定期的に把握しておく。

#### 5 救助

土砂災害が発生した場合は、関係機関が協力し行方不明者の捜索及び救出等を実施する。関係機関だけでは救出が困難な場合は、各協力団体等に救出活動の応援を要請する。

## 6 その他、警戒区域における警戒避難体制に関する事項

避難指示が発令された場合の行動について、マニュアルに頼りすぎることなく、状況に応じた適切な判断を住民等自身が行えるよう日頃から普及啓発を行う。また、土砂災害や土砂災害警戒情報、地域の土砂災害の危険性などの正しい知識の普及啓発を行うことなどの取組みを行う。

## 7 ハザードマップの作成及び周知

土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を作成、配布し、インターネットなどにより広く情報提供に努めることとする。

## 8 要配慮者利用施設の利用者の避難のための措置に関する計画等

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保計画作成や避難訓練の実施などについて支援する。

## 9 土砂災害警戒情報

土砂災害のおそれがある場合に、市町村単位で、高知地方気象台と高知県防災砂防課が連携して発表する土砂災害警戒情報について、高知県防災行政無線システムの電話、FAX、電子メール及び、総合防災情報システム等により情報を受信する。

## 10 土砂災害警戒情報に基づく的確な避難指示等の発令

### 10.1 判断基準

#### a) 高齢者等避難

次のいずれかに該当する場合に、高齢者等避難を発令する。

- 1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合
- 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合。なお、避難が必要な状況が夜間及び早朝になると想定される場合の判断基準
- 3：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合
- 4：強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

#### b) 避難指示

次のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令する。

- 1：土砂災害警戒情報が発表された場合
- 2：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合
- 3：大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合
- 4：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

### 10.2 発令対象地区

避難指示等の発令対象地区は、高知県の土砂災害危険度情報を参考に危険度が高まっている地区に発令する。

## 11 土砂災害緊急情報

四国地方整備局又は高知県から土砂災害緊急情報が通知された場合には、住民等に対して必要に応じて避難指示を発令する。

## 12 避難指示等の発令・解除の際の助言

市町村長は、避難指示等を発令しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は高知県に対し、避難指示等に関する事項について助言を求める。

市町村長は、土砂災害に対する避難指示を解除しようとする場合において、必要に応じて四国地方整備局又は高知県に対して解除に関する事項について助言を求める。

## 資料 29 自主防災組織一覽

地区名 (組織名)	設立 年度	平成 21 年度迄	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
谷ノ内	H18	○											
桑藪	H18	○											
梅ノ森	H18	○											
柴尾	H18	○											
本村	H19	○											
鎌井田	H19	○											
中村	H20	○											
八ヶ窪	H20	○											
筏津・舟戸	H20	○											
熊秋・加枝ヶ 谷	H20	○											
本村・頭白	H20	○											
倉良・市ヶ谷・上ノ 峠	H20	○											
日ノ浦・清助	H20	○											
五味	H20	○											
8区北	H20	○											
8区南	H20	○											
遊行寺	H21	○											
3区	H21		○										

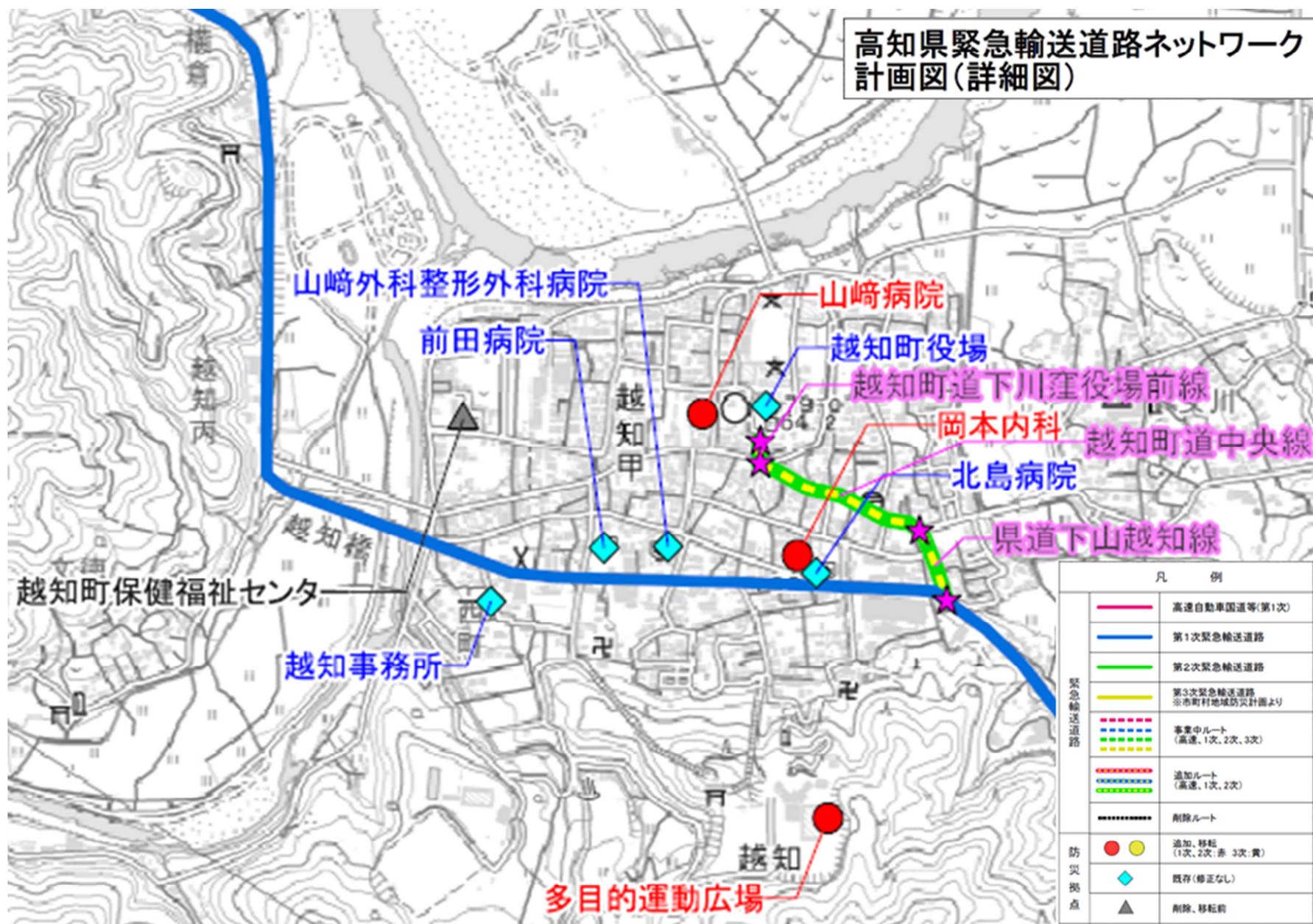
地区名	設立年度	平成 21年度迄	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元年度	令和 2年度
(組織名)													
5区	H22		○										
浅尾	H22		○										
大平	H22		○										
2区	H21			○									
7区	H23			○									
片岡	H23			○									
南西①	H23			○									
南西②	H23			○									
9区北	H23				○								
9区南	H23				○								
1区東部	H23				○								
1区西部	H23				○								
10区	H24					○							
6区北	H24					○							
6区南	H24					○							
4区	H25					○							
袖野	H25					○							
柚ノ木	H25					○							
栗ノ木	H25					○							
薬師堂	H25					○							
清水	H25					○							
深瀬	H25					○							

地区名 (組織名)	設立 年度	平成 21 年度迄	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
稲村	H25					○							
桐見川	H26						○						
南片岡	H26						○						
小舟	H26							○					
1 1 区	H26							○					
楠神	H26							○					
今成	H26							○					
黒瀬	H28								○				
宮地	H28								○				
佐之国	H29									○			
山室	H29									○			
後山	H30										○		
京仲	H30										○		
小浜	H30											○	
宮ヶ奈路	H30											○	
中大平	H30												予定
堂岡	H30												予定
計		17	4	5	4	11	2	4	2	2	2	2	

## 資料 30 緊急輸送道路一覧

区分	路線名	備考
第 1 次	国道 33 号	高知県緊急輸送道路ネットワーク計画（令和 5 年 2 月改訂）
第 2 次	県道下山越知線	
	越知町道中央線	
	越知町道下川窪役場線	
第 3 次	選定なし	

# 高知県緊急輸送道路ネットワーク 計画図(詳細図)



凡 例	
	高速自動車国道等(第1次)
	第1次緊急輸送道路
	第2次緊急輸送道路
	第3次緊急輸送道路 ※市町村地域防災計画より
	事業中ルート (高速、1次、2次、3次)
	追加ルート (高速、1次、2次)
	追加ルート (高速、1次、2次)
	削除ルート
	追加、移転 (1次、2次、赤、3次、黄)
	既存(修正なし)
	削除、移転前